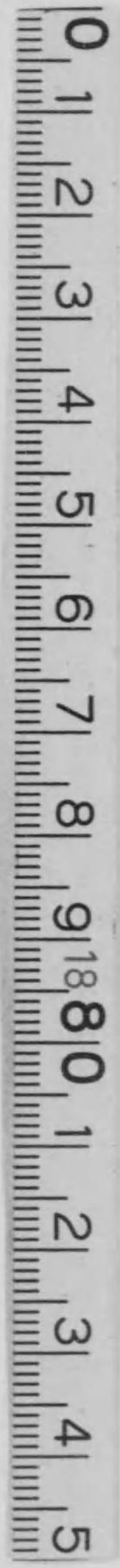


275.6
25

Handwritten text in a rectangular stamp, likely in Chinese characters, including a date and a name.



始



工-5U30



學校中心
社會教育の實際

文部省督學官 文學博士
岐阜縣社會教育主事 塚原政次 著

東京 明治圖書株式會社

大正
14. 8. 11
內交

易并

世

世

序

我が學校教育は學制頒布以來已に五十有餘年を経過し夙に長足の進歩を爲し漸く世界の先進諸強國と肩を比するに至つた。然るに我が社會教育に至つては近來頓に著しく勃興せるも未だ十分なる成果を見ないのみではなく、又此方面に關する著述の如き未だ頗る乏しく而も普遍的且つ組織的に論述せるものは甚だ稀である。

岐阜縣社會教育主事田中七三郎君は大に之を遺憾とし、兩三年來公務の餘暇寸陰を惜みて之が述作に心血を注ぎて近頃「社會教育の實際」と題する一書を完成せられた。余之を繙閱するに先づ社會教育に關する理論を説き歐米最近の趨勢を紹介し、更に君の此方面に關する豊富なる體驗を基礎

として我が社會教育を如何にすべきかの實際方法に關し各種の方面に亘つて具體的に而も組織的に論述せられて居る。所説眞に穩健適切にて、世の教育家、市町村爲政者及青年團員等の參考として頗る有益なる好著と謂ふべきである。

今や國を擧げて社會教育の振興を圖るべき秋に方り、此良著の公刊を見るは邦家の爲殊に慶賀に堪へざる所である。君は社會教育の第一線に立ち恪勤精勵、實績洵に見るべきものあり、今又此貴ぶべき業績を公にせらるゝに至つた。余は君を識るここ多年、衷心の欣快に堪へず茲に一言を寄せて序となす次第である。

東京駒込寓居に於て

文學博士 塚原政次 識

自序

我が國の學校教育は明治維新以來長足の進歩をなし、歐米先進國と比較して何等遜色ないまでに發達したが、從來教育といへば學校教育に限るやうに思ひ、之に對する努力の大であるのに比べて、社會教育方面に關しては其の工夫と熱心とが全く缺けてゐたのであつた。しかるに、最近俄にその聲が高く、その施設も見らるべきものが多々あるやうになつたのは、國家の進歩發展上詢に欣喜に堪へない次第である。唯現今尙この方面に關する纏まつた著作物の割合に乏しいことは、余の甚だ遺憾とする所である。

こゝに於て余は身の菲才をも顧ず、この『社會教育の實際』なる書の刊行を企て、以てその遺憾の幾分かを和げやうと考へた。余は幸ひに地方の社會教育に従事すること年久しく、その間斯道實施上に於て

幾多の體驗を得た。この體驗と、更に教育行政の事務を執るに當つて得た所の卑見とを合せて經となし、加ふる文部省刊行の調査及びその他有益な資料を採つてこれを緯となし、以てこの一書は述作せられたのである。

本書が社會教育實施の任に當れる學校長教職員、宗教家、神職、青年團、處女會幹部等の參考書となり、更に一般人士の一讀を得ることが出來て、以て斯道發達の上に幾分でも貢獻することが出來たならば、著者に於ては望外の喜びでなければならぬ。

尙本書を以て余は決して満足するものではない、識者の眼には本書の中に幾多の謬見誤解が發見せられるであらう、大方の御教示によつて蒙を啓くことが出來れば幸甚である。

大正十三年秋

長良川の畔にて

著者識す

學校中心社會教育の實際

目次

第一章 社會教育……………	(一)
第一節 社會教育の意義……………	(一)
第二節 社會教育の必要……………	(五)
第三節 社會教育の目的……………	(七)
第四節 社會教育の客體……………	(二二)
第五節 社會教育の主體……………	(二五)
第六節 歐米に於ける社會教育の概況……………	(二七)
第七節 我國に於ける社會教育の沿革……………	(三三)

第一章 學校中心社會教育……………(三)

第一節 社會中心運動と中心點の擁立……………(三)

第二節 社會中心としての學校の働き……………(三)

第三節 社會教化に對する教育者の覺悟……………(三)

一、自己的方面……………(三)

二、對他的方面……………(四)

第四節 學校中心社會教育の範圍……………(四)

第五節 我國學校中心社會教育の現状……………(四)

一、全國小學校を通じて行はる、主要なる社會教育的施設……………(四)

二、全國中等學校を通じて行はる、社會教育的施設……………(五)

第六節 岐阜縣に於ける學校教育社會化の模様……………(六)

第二章 成人教育……………(八)

第一節 教育平等の叫び……………(八)

第二節 成人教育の方法……………(八)

第三節 英米に於ける大學延長事業……………(八)

第四節 初等及中等成人教育……………(九)

第五節 日本に於ける成人教育……………(九)

第六節 岐阜縣に於ける成人教育……………(九)

第四章 教育と職業指導……………(一〇)

第一節 職業指導の趨勢……………(一〇)

第二節 職業選擇と職業指導……………(一〇)

第三節 教育の本質と職業指導……………(一〇)

第四節 學校教育と職業指導……………(一一)

第五章 青年團の教育……………(一一)

第一節 青年團體の沿革と振興……………(二六)

一、青年團體の起源……………(二六)

二、青年團體の自覺……………(二九)

三、青年團に對する當局者の着目(其の一)……………(三〇)

四、青年團に對する當局者の着目(其の二)……………(三三)

五、青年團に對する地方廳の着目……………(三七)

〔岐阜縣に於ける青年團施設要項と規約準則……………(三七)〕

第二節 青年團に對する考案……………(三五)

一、青年教育の必要……………(三五)

二、青年團の着眼點……………(三〇)

三、青年指導の本義……………(三三)

四、青年團と他團體との關係……………(三六)

1、青年團と軍人會との關係……………(三六)

2、青年團と處女會との關係……………(三八)

第三節 青年教育に關する私設團體……………(三九)

第四節 歐米各國の青年教育……………(三七)

一、佛蘭西の青年教育……………(三七)

二、英吉利の青年教育……………(三四)

三、伊太利の青年教育……………(三六)

四、白耳義の青年教育……………(三六)

五、奧地利の青年教育……………(三七)

六、亞米利加の青年教育……………(三九)

七、露西亞の青年教育……………(三八)

八、獨逸の青年教育……………(三八)

第五節 我國青年團の概況……………(三四)

一、青年團の組織經營……………(三四)

二、青年團の補習教育……………(二二九)

三、青年團の訓練……………(二三八)

四、青年團の體育……………(二四〇)

五、青年團の娛樂……………(二四六)

第六節 青年團施設經營の實際狀況

□岐阜縣養老郡牧田村青年團……………(二三八)

□岐阜縣青年團に關する調査……………(二三九)

第六章 處女會の教育……………(二四四)

第一節 處女會の發達普及の趨勢……………(二四四)

一、處女會の教養……………(二四四)

二、處女會の發達……………(二四五)

□石川縣處女會設置要領……………(二四八)

三、處女會に對する考察……………(二五二)

1、處女會の目的……………(二五二)

2、處女會の組織……………(二五四)

第二節 我國處女會の概況……………(二五八)

一、處女會の補習教育……………(二五九)

二、處女會の訓練……………(二六五)

三、處女會の體育……………(二七一)

四、處女會の娛樂……………(二七一)

五、處女會の經費……………(二七三)

六、處女會と青年團との連絡……………(二七五)

第三節 處女會施設經營の實際狀況……………(二七六)

□山口縣美彌郡眞長田村處女會……………(二七六)

□岐阜縣處女會に關する調査……………(二七八)

第二節 圖書館の種類……………(三八〇)

第三節 我國圖書館概況……………(三八三)

一、圖書館の一般概況……………(三八三)

二、我國圖書館に關する法規……………(三八六)

三、巡回文庫の一般概況……………(三九七)

□山口圖書館巡回書庫……………(四〇〇)

□長崎市家庭回覽文庫……………(四〇二)

□岐阜縣安八郡教育會回覽文庫……………(四〇三)

四、圖書館附帶事業……………(四〇六)

五、實社會との連絡……………(四一〇)

六、圖書館の發達を促進する方案……………(四一一)

七、圖書館に對する民衆の態度并傾向……………(四一五)

八、岐阜縣に於ける狀況……………(四一八)

□岐阜縣下の圖書館……………(四二〇)

□青年處女讀物調査……………(四二三)

□通俗巡回文庫活用方案……………(四二六)

學校中心社會教育の實際

——(目次終)——

學校中心
社會教育の實際

田中七三郎著

第一章 社會教育

第一節 社會教育の意義

世界の趨勢と共に社會教育の必要が益々高唱されて來たが、一體社會教育なるものは如何なる事を指して居るか、今日は未だ其の意義が限定されて居らない。社會教育なるものゝ觀念さへ判然と描かれて居らぬといつてよい。世間では此れが社會教育であるといふ施設も其の多くは試験的のもので、國としても一般的法規も整ふて居らぬ

即ち今日は社會教育の創設の時代、實驗の時代であつて、従つて其の意義範圍も鮮明を缺いて居る。併しながら社會教育上の施設經營を進めて行かうとする上に於ては、大體なりとも其の觀念を明かにし置くことは必要である。是れ迄世間に表はれた論

説を基礎として其の意義に關して述べて見やう。

抑も社會教育なるものは近時學校教育と相對峙して盛に唱導せられて居る。社會教育とは教育てふ言葉の頭に、社會と云ふ限定語を冠して居るのは即ち教育の目的物を指すもので社會教育とは社會全體を被教育者と見做し之れを教育する爲め即ち改良する爲め之れに向つて直接に加へらるゝ教育的事業なりと解するを以て適當かと思はれる。而して已に教育といへる名辭のあるものに向ひ教育的事業といふのは、世間多く用ひらるゝ社會教育なるものゝ内容は社會改善に關する一種の教育的施設を意味するもので、嚴密に之れを分解すれば教育と稱することは言ひ得ない、しかし圖書館を設置して社會一般の智徳を進むるは社會教育の一種であるが故にかゝる事業は畢竟社會改善に關する施設中の教育的のものと云ふべきである。この様な社會教育上の施設としては娛樂施設、又は觀覽施設等である。尙ほ定義中直接に加へらるゝ教育的事業なりとの直接に加へらるゝ語は畢竟家庭教育、學校教育と區別するの語で、學校教育家庭教育なども或る意味から云へば將來の社會を改善するものであると云ひ得るが、其

の直接の事業ではない。故に之れ等を區別する爲め直接なる語を用ひたのである。今社會に對し直接加へらるゝ教育的事業なるものは學校教育と家庭教育などに對して如何なる點に異なるか其の異同の點を左に概説すれば。

〔1.〕社會教育は學校教育、家庭教育の如く客體が限定せられずして、至つて漠然たるものである。即ち社會教育は社會全般の進歩發達を目的とするもので、其の教育を受くべきものは社會全般である。其の社會なるものが即漠然として學校の生徒、家庭の子供に於けるが如く判然としたものでない。例へば茲に民衆講座を開き國民精神作興の講演をなすとき、一般民衆に向ひ或る思想を附與せんとすれば其の聽衆即ち被教育者なるものは、學校に於ける兒童の如くでない、其の集り來る人及數に於て實に複雑で年齢性別生活及思想の程度に於て千差萬別である。これ學校教育や家庭教育と社會教育が其の性質を異にせる點である。

〔2.〕社會教育は客體が漠然たるのみならず、其の主體も甚だ漠然たるもので、學校教育家、庭教育に於ける如く限定的の性質のものでない。即ち學校教育の主體は學校

職員であつて家庭教育にありては父母又は之れに代るべき者が主體である。されど社會教育に於ては主動者は一定しない、時としては國家政府が種々の施設をする（即ち社會教育吏員講習會、國民精神作興巡迴講演、映寫會等）時には私立の團體が其の計劃をなすもあり、（即ち日本青年館の青年講習、處女會中央部の生活改善講演會）又時には公共心に富める個人の計劃をなすこともあり、（秀才教育の育英資金、兒童保育施設等）又或る時には主體が客體になる場合等實に多様で限定されないのである、是れ社會教育の一特徴である。

〔3.〕社會教育にありては其の教育の主體が客體に對する關係も亦甚だ複雑であつて學校教育、家庭教育のそれに於ける様ではない。學校教育家庭教育に於ては教育の主體たるものは先づ年齢に於て即ち發達の上に於て主體は客體よりも遙かに年齢も長じ又智識思想に於ても進歩せるものである。即ち親の子に於ける學校教師の生徒に於けるもので、年齢及心の發達も遙かに進んで居る。斯く學校教育家庭教育にありては教育者と被教育者との關係劃然として明なものであるが、社會教育にありては

社會其のものゝ要素たる各個人の内には年長者もあり、若年者もあり、又賢者もあり愚者もあり、又教育に當る主動者の性質も種々雜多で學校教育家庭教育の如く劃然と定まれるものでない此の點は社會教育の一特徴と見ることが出来るのである。

第二節 社會教育の必要

輓近混亂せる思潮の流は非常な勢を以て渦を卷いて居る。爲めに學校教育の過半は絶えず之れによりて動搖せられ、破壊せらるゝのみならず國家の基礎をも危くせんとするの勢にてまことに寒心に堪えない次第である。須く教育者は努力一番指導救済の途を講ぜねばならぬ。今や有識の士は何れも之れが救済の策に汲々として奔命に日も尙ほ足らざるが如き有様である。既に前章に述べた意義に於て社會教育の必要なることは今更喋々の言を要せぬものであるから、今後は學校は勿論其れ以外の各種機關の施設及其の經營を圖り、學校教育を終つて社會に放たれたるものも、また學校教育を完全を受け得ない青年男女も、家庭教育の不備な少年少女も、無教育な成人にも、社會實生活場裡に實現象を捉へて之を教化し大に社會人としての自覺を喚起して社會民衆

全體の道德、智識、體格を進め、社會に不平等なく、罪惡なく無告の民なく、人皆生活を享樂して文化の恩澤に均霑し、社會全體を理想に近づかしむると云ふ點からして、社會教育の必要なるを叫ぶものである。尙ほ次の二方面から詳説すれば、

第一に國家的見地から國民道德を進め、國家的觀念を涵養し、良風美俗を維持し、惡習陋癖を矯正し以て醇厚健全なる社會を作り忠良誠實實剛健なる國民を養成せねばならぬ。之れが爲めには學校教育其のもののみにては完全に其目的を達成し得ることとは出来ない故に、之れが補助として所謂社會教育なるものの振興を圖り、學校教育と相俟つて其の實績を擧げねばならぬのである。故に國家は其發展維持の上に於て教育の機會均等を計るとか、文化の向上、人生の發展とか思想の向上若しくは宗教藝術の教育に至る迄、諸種の方面に於て是非とも之れが指導獎勵法を講ぜねばならぬ。茲に於て其の一策として文部省内には此の方面の直接事務官の設置を見、之れと共に各府縣に當該事務專任吏員の設置を地方廳に命じ専ら之れに當らしめ以て機關の完成を期すると共に、其施設經營を劃策さるゝに至つたのである。

第二には學校の教育的見地に於ける必要よりして、學校教育は其の周圍を圍繞せる社會と無關係では實績を擧ぐることは出来ない。設備に於て養護教授、訓練に於てもそうである。今日學校教師が非常に苦心せる割合に其の實績の擧らないのはこれ學校の環境即ち市町村社會の状態の宜しからざるに依るからである。されば眞に學校教育の徹底を計り現在の實績を擧ぐる點よりも又社會教育は必要な譯である。兒童が卒業後入るべき第二學校は社會である。學校が如何に優良なる國民として社會に送り出すとも社會が不健全であれば彼れ等は容易に同化され、折角の教育も今日の現状では却つて退化の傾向を示して居ることは遺憾である。故に學校教育の結果を確實ならしむる點からも、社會そのものを改善すると云ふ意味からも社會教育の必要を絶叫しなければならぬのである。

第三節 社會教育の目的

教育學の説明する所に従つて社會教育の目的も又その中に包含されると見るが至常である。併し更に限定して其の目的を述べんに、すでに意義の處に於て述べた所によ

つて略ぼ其の目的も明かであるが、社會教育の對象は一般民衆であつて廣い意味の國民的陶冶であるから、社會民衆の智識を廣め以て能率を増進し、其の徳性を涵養し社會的精神乃至は國家的精神を樹立し、並にその身體を鍛練し健全なる發達を期すると云ふこと即ち智徳體育の完全なる發達を理想とし又これを目的とすることに於て、何等學校教育のそれと異なる處はない。唯々直接個人の開発を目的とせず、社會一般の人々の教育程度を高め、社會全體の進歩發達に向つて其の效果影響を及ぼしたいといふ點を稍々異なりとするのみである。この目的に依つて社會教育を分類して見ると、即ち學校教育と同様に智的社會教育情意的社會教育、體育的社會教育の三つに分つことが出来るのである。

〔1.〕智的社會教育。社會教育に於ても智的教育を重んぜなければならぬ。しかし學校教育の様に取扱ふと云ふことは出来ない、それは人類の社會的生活と密接なる關係に立つて適用さるべき所の智識技能、云ひ換ふれば能率の増進を目的として進まねばならぬ。即ち生きた智識を持たしめねばならぬ。然るに定まつた期間だけ學校家庭

欠

欠

頁 9-10P

も認め、又眞の社會我に生き悠然たる社會生活を現出するのである。世人の熱望せる理想郷に到達せしめんとすること、これ社會教育の目的とする主要點である。

又趣味の向上及び娛樂の改善については社會教育の目的中の大なるものである。要するに情意的社會教育は思想の涵養、道德的訓練、哲學的宗教的信念の養成趣味高潔なる民衆娛樂に關する施設をなし、進んだ社會生活の組織を作らんとするものである。

斯くの如く社會教育の目的を述べて見ると、社會教育の意義も明瞭になるのであるが、この目的を達するには總ての計畫に於て統一的でなければならぬ。今日行はれて居る様なその目的の一部分のみを個々別々に行つたのでは單に一個の事實に過ぎないのである。只講演をする、圖書館を設立する青年團とか處女會とかを組織してそれで社會教育の目的を達したかの如く考へてはならない。

社會教育は以上の目的のもとに矢張組織あり計劃あり而して國家的統一の下に行はれるものでなければならぬ只斷片的の行事であつてはならないのである。

第四節 社會教育の客體

前に社會教育の意義に於て述べし如く、其の教化の客體は限定的の性質のものでなく、一般社會一般公衆が客體である。併し社會教育に於ける一般公衆と云つても人々其の間に説を異にして居るのであつて、或人は一般公衆と云ふことは學校教育を終つて日常何等かの職業に従事して居り、しかも智識の收得又は其の傳播を本職としない人々と云ふことに限定しようとし、或は學生以外の社會一般公衆中、比較的無智無學の者を客體とするものとし、又は一般公衆中學校教育を終へて尙ほ教育的可能性を有する時期にある處の二十歳から四十歳までの年齢の人々を客體であると論じて居る。斯くの如く公衆内容に就ては區々の意見であるが、社會教育の本旨としては學問道徳、藝術、政治、實業經濟各方面に亘つて其の一般啓發を目的とするのであるからこの方面に關して未成熟者があれば、老若、男女、職業、階級の如何を問はず之れを被教育者、即ち客體と看做して教化しなければならぬ、人間に完全を求め能はぬものとするれば人生はこれ修養の時期であるから教化對象としての公衆範圍を限定することなしに、廣義に解釋をなす事が却つて妥當であらふ。斯く考ふれば客體は實に千差萬別漠然たるものであるが、尙ほ部分的に其客體を述べて見よう。

〔1〕老人。老人は幾多の過去の經驗を有し、現在に傳へし恩恵に對しては尊敬を拂はねばならぬが、日進月歩の時勢は彼れ等の時代と異にしてゐる。従つて頑迷固陋の卑見を持し一家團欒の中、一村融和の裡に波瀾を起すことも少くない。之れ老人に對し教化の必要を認むる所である。

〔2〕戸主と家婦。現代に於ける首腦者は戸主と家婦とであつて、最もよく現在の文化を解し、現代を最もよく處理し、其行動如何は一國の盛衰興亡に大なる關係を有する者であるから健全なる戸主、健全なる家婦はやがて健全なる國家健全なる社會を作る者であるから其の智徳に於て世の先覺者たるに恥ぢない修養を要することは明である。之れ教化の必要なる所以である。

〔3〕兒童保護者。兒童保護者の善良なると否らざるとは、共に兒童教育上關係の大なるもので家庭教育の必要は論を俟たないことである。保護者は社會の現況を洞察し

誠實なる教育思想により兒童育成に當らしむること、一面學校教育の補助者として立ち働かしむる點に於て訓育教化をなすの必要がある。

〔4〕青年處女。生氣潑瀾として而も快活であり、一度奮起せば水火を辭せざる氣概の溢るゝものは青年と處女とである。されど彼れ等は血氣にはやり眞摯なる徳性を有せず、事に接し激すれば常識を缺き一步誤れば進路に迷ふに至り遂には奈落の底に陥るのは青年處女の弊であるから彼れ等の美點を助長し、短所を矯正すべく訓化育成せねばならぬ。そして次代の國家中堅として堅實なるものたらしむる事は必要である。

〔5〕少年少女。少年少女は前者に續いて國家繼承者である。彼れ等は心身共に薄弱であつて社會繞國の感化に染み易い、故によく注意して育成につとめなければ其の結果恐るべきものになるのであるから、幼少時代よりして充分の注意を拂ひ、善美なる花と咲き健全な果實と化する様教化訓育する必要がある。

〔6〕一般官公吏會社員。今日俸給生活者は過去の様に職務の爲めに働くにあらずして

俸給の爲めに務むると云ふ一種の功利主義になりやすく、従つて其の思想も労働者よりも場合には卑劣なる考へを有するものがある。斯くの如き者にては民衆の先きに立ち指導するは愚か、到底我が國力の充實を計り得ないであらう。職務に對しても能率の増進は愚か徒らに時間を空費すること等屢々見聞するところであるが、これ等は社會制度の缺陷を補ふと共に職業に對する自覺を促す等社會民衆の指導者としての教化は時代的必要なことである。

之れを要するに現代を理解せる老人、現代を双肩に擔ふ戸主と主婦、未來の國家繼承者を養成する保護者、大志を掲げて未來の國家支柱たるべき若人は等しく清麗なる理想郷を作り、安穩なる極樂郷をなし現代を理解せる有識者と共に國家の進歩發展に勵め内容外觀共に充實して初めて眞の世界の一等國となり得るのである。

第五節 社會教育の主體

社會教育に於ける主體は前述客體と同様に漠然たるもので社會全般が主體だと云つてよい。即ち主體は個人である時あり、團體である時あり、篤志家、名望家であるあ

り又其の主體が直接民衆に接觸し講演する様な場合もあれば、學者の著述美術家の作品に依りて間接に感化を與へること等もあり、又民衆に向ひ主體としての場合があるかと思へば、反對に客體になる場合等、實に主客の判別も至つて複雑で漠然たるものであるから社會全體が此の教育に向つて責任を負ふべきであつて、從來の如く教育の全責任を學校教育者にのみ歸せんとするは甚だしき謬見であり、また僻見である。従つて社會教育の主體者となるには學校教師の如く一定の資格とか年齢とか定員とか云つた様なことは要しない。學者、教育家、政治家、宗教家、藝術家、軍人等其の他誰れにても社會教育に向つて献身的に盡さうとするものは即ち社會教育者と稱すべきである。又個人でなく或る種類の團體即ち國家、市町村、學校、新聞社、教育會、教會、寺院等皆社會教育の主體となり得るのである。尙ほ又營造物又は設備の形を持つものもある。殊に國家は國家存立に於て、固有の責任上之れを管掌經營して組織的統一的に計劃し、以て斯教育の思想と方法の宣傳實行をせなければならぬ。今日の社會には政府はよろしく社會省を特設すべしと主張する人さへある。其れ迄に行かなくとも文

部省に社會教育局位は特設して統一的計劃の中心機關とすることは必要であらう。

要するに社會、及全社會人は社會教育家であると共に被教育者である。將來は世も人も一層強く教育の眞價を認識し只宣傳ばかりでなく、義務的でなく、其の日暮してなく、多大の趣味を教育の上に置き自ら生きた模範を示し現社會の指導は勿論、後繼者を指導激勵し、かりそめにも悪感化を後進者に及ぼす様なことなく又教育の責任を教育者にのみ歸するが如き偏見を持つ様なことの絶對にない様にし、相互に連絡を保ち互に協力して、直接間接を問はず専心社會改善に盡し理想的國家を成立する様、殊に社會教育の主體として認むるものは一層努力せねばならぬ。

第六節 歐米に於ける社會教育の概況

社會教育の必要なることは最近二十年間に世界を通じて起れる運動を以て見るも明である。今や世界の人類は生活の一大回轉機に逢着した。政治の改善、教育の革新といつた様な聲が思想界に充滿して居る。之れ等の中吾人教育者としては劈頭教育の革新に向つて進まなければならぬ。殊に社會教化の必要は海の内外を問はず常に教育者

の口にされて居る。我が國では極く近年其の芽を出すに至つたが歐米先進國は既にこの施設計劃に腐心して居る。其の活動狀態に就ては以下各節に於て詳細比較を行ふ處なるも、各部に移る前に取纏め本節にとかんとするものである。勿論歐米に於ては圖書館なり、博物館なり、公衆體育なり、或は講演會、大學擴張民衆娛樂とよく發達はして居るが、その盛んな割合に未だ眞の社會教育としての組織は成立つて居ないのである。寧ろその點に於ては我國に於ける社會教育は、今日國家の一大政策となつて着々その組織を立て、居ると云ふ點から彼れに優つて居る様に思はれる。しかし前云つた様な施設を部分的に比較して見ると歐米諸國は非常に發達して居る。例へば先哲の徳を慕ひ功勞に對し、永久に尊敬の念を表する記念像其の他記念物の如き我國にも山口縣東京市乃至は各地に銅像は建設されては居るが、歐米に於ける比ではない其の數の多き公園と云はず十字路といはず、小都會に至る迄澤山あると共に同じ人の銅像が各地に建設されて居る。日本では一箇所に出来れば他に建設されては居ないのである。これ等は其の人を思ひ出して感化を受ける事になるから、社會教育上の一の

機關である。又記念物の方面も中々よく出来て居るとの事で佛蘭西のナポレオンの墓は巴里の大きなお寺で特別に伽藍を建て其の中央に大理石で立派な石棺があり、遺物が其附近に陳列されて居る。我が國にも靖國神社の遊就館とか、乃木邸の保存等之れに類して居るが外國の比ではない。又倫敦市には肖像博物館があるそうで、これには昔からの著名の人の肖像が陳列されて居るといふことである。又個人及び團體の表彰も相當に行はれて居るとのことである。良い人、立派な團體を表彰することは善事を奨励する事になつて、惡を懲するよりも却つて善を表彰する方が社會改良には利益が多いのである。

圖書館はとても我國は歐米先進國と比較にならない。然れば只圖書を活用すると云ふことを充分にやつて居るばかりでなく附帶事業が甚だ良く計劃されて居る。講演會、活動寫眞會、其他各種の事業を圖書館を中心として行つて居る。即ち歐米の社會教育中心は圖書館であると云つてよい。殊に亞米利加は世界中一番圖書館が發達して居る。ボストン市の如きは市の中央に大圖書館があつて市内に二十八の分館あり、各種の書

籍が置かれて居る。若し自己の讀物のなき場合は朝依頼して置けば午後は運ばれて居る。運搬にも自動車數臺で所々に廻つて届けられる事になつて居ることである。又歐米の家庭には何れも小さい家庭文庫があつて一寸した事は自分の内で調べられる様に出來てゐる。我が國の社會教育の中心は學校であるが、歐米では學校が社會に向つて活動すると云ふのは専門學校大學等の擴張が主で地方にあつては寺院が活動して居る。境内には運動遊戲の器具を附設し、會堂の内部にも色々運動具が取付けてあるとの事である。丁度我が國の學校に相當するものと云つてよい。會堂は山間僻陬の村落に行つても大なり小なり設置されて日曜には老若男女が行つて説教を聞く、縦令説教を有難く思つて聞かないにしても會堂へ行かないと人から擯斥される様な風習である、これが我國の人達と大分違つて居る點で實に歐米の僧侶は一般公衆の徳育上大きな働きをなして居る。時としては音樂會等も催される。

講演會は獨乙の漢堡等では大仕掛で市が其の事業を經營し、一年に數萬圓を費し委員を設けて講演の題目を調査し、其の目錄の如き前から一冊の冊子に印刷し公衆に示

すやう各學科に亘つて行はれて居る。漢堡では大學を建設するより此の講演會の方が宜いと云はれ居るとの議論さへある由である。亞米利加は獨乙の様に講演會が年中計劃されては居らぬが、夏季に於て山、湖水、海岸への避暑客に對し公衆は勿論、學校關係者學生生徒に至る迄各種のコースを設けて盛に行はれて居るとの事である。博物館、動植物園の設置も實に立派なもので到底我が國のそれと比較にならないとのこと。趣味の養成としては音樂會が盛に行はれ其の會場の如き常設であつて市で計營したり私立でやつたり尙行き届いた處になると旅宿にすら立派な音樂會をやり得る様に設備が出來て居る。

各種社會教育の中最も發達して居るのは民衆體育である。獨乙、瑞典、亞米利加が一番盛らしい先づ若い人達日本の青年團員の様なものには強く體育の必要を講ぜられて居る。公衆に於ても日本人は三、四十から上になるとさつぱり運動は嫌はれ青年や學校生徒の獨占物の如く思はれて居るが、歐米人は事務中と云はず、夜間と云はず、餘暇を見出せばすぐ運動遊戲をやるのである。殊に日曜日などになると郊外散歩等に

家族連れ立つて新鮮な空気を吸ひ日光に浴すると共に徒歩で體力を練る様に心掛けて居る。又プールの如き何れの市何れの學校にも設備されて、夏と云はず冬と云はず何時にても練習の出来る様に水濡も案配されて居る如き、如何に設備が充分であるか伺はれる。又公園の如きは大小何箇所となく設置されて其れに各種の運動用具が備へつけられて居ると共に、監督指導者も立派な人をして之れに當らしめて居る。次に娯樂方面であるが、歐米では演劇其物を藝術として餘程尊んで居る觀劇に出掛ける時は禮服を着けて行く位で飲食しながら見物する様な事はない、一つの美術として見て居る。それ故俳優等も日本の様に下劣でない。又其建築も衛生的であり實に理想的に出て居る。それも其の筈で官立とか市立とか公立で計劃されて居て、日本の様に功利的でない。外國では劇場は社會教育の一施設とされて居る。日本も近時は大分經營者俳優等も自覺して理想に向はんとしつゝある事は喜ばしいが、歐米に比較すると未だく不十分である。殊に活動寫真に於ては佛、獨何れも製造方法に或は一般觀客に對し相當注意を拂つて盛んに製作されて居るが、最も旺盛なのは亞米利加でフィルム

製作等一つの市が活動撮影の箇所として出來て居るほどで世界第一の觀がある。而して其の収益の如きは亞米利加の製造工業に於てフィルム製造總額は工業中の五位にありと云はれる位盛なもので、活動寫真は今日害ある様に一部で云はれては居るが、反面に注意さへすれば善い影響もあるのであるから害を防ぎ善い點を取る様にすればよいのである。今日一般民衆娛樂としては最も簡易であり俱に教育の効果をも上げ得ることが出来るであらう。

以上は最近歐米に於ける社會教育方面の状況を概略述べたもので彼我相比較すれば未だく我が國は考慮を要する點が多いから歐米各國に劣らざる様今一層の施設經營を要するものである。

第七節 我が國に於ける社會教育の概況

我國に於ける社會教育の施設は、随分やかましく云はれる様になつたが部分的には古から存在して居つた。決して今初まつたものでなく、最近教育思潮の教育革新を稱へらるゝに至つて一層強く施設に力を注ぎ計劃を統一化せんとしたものである。即ち

過去に於ては徳川時代の心學道話の如きは、當時の社會公衆に偉大な感化を與へた所謂通俗講演の最も成功したもの、一つである。又義太夫淨瑠璃、芝居等何れも民衆娛樂の機關であると共に公衆感情教育に大なる貢獻をなした、又角力の如きも民衆體育に効を顯はして居ることは何れも今日迄其の生命を保つて居ることを見ても明かである。しかしこは一般社會が社會教育の意義と必要とを痛切に自覺し、研究的組織的に此の事業を施設經營すると云ふ所までは進んで居らなかつた。明治維新以後教育方面は進歩したもの、教育と云へば學校教育に限るもの、如く思はれて居つた。眞の教育の意義から云へば家庭、學校及社會教育の三位一體となつて人間教育を完成せられるものであるのに、其の當時は學校教育の完成さへ期せばよいもの、如く思はれた爲めに、社會教育が其れだけ後れて來たのである。

文部當局では夙に此の方面の教育に留意する處があり、明治四十四年五月には通俗教育調査委員會を設け官制を布き二十五名の委員により通俗的社會教育に関する調査をなさしめ、一方地方廳へも教育基金に依り地方に配當する教育資金の一部を此の通

俗教育の施設獎勵に充當する途を開いたので、之れが社會教育最初の施設である。これから通俗教育と云ふものが盛に唱導せらるゝに至つたが、それは單に學校を利用しそして業閑を利用して一般民衆に對して講演會を開くと云ふ位に過ぎなかつたのである。斯る意味に於ける教育から誤まれて、國民一般の頭には今日未だ社會教育と云ふものは、單に學校教育の閑暇の附帶事業であると云ふ位に考へる者も多いやうである。

今參考の爲め通俗教育調査委員會部會規則の必要なる部面を見るに、三部會とし第一部は讀物の選定、編纂、懸賞募集、並に通俗圖書館、巡回文庫、展覽事業等に関する事項。第二部は幻燈の映畫並に活動寫眞の「フィルム」の選擇、調製、説明書の編纂等に関する事項。第三部は講演會に関する事項並に講演資料の編纂及他部に屬せざる事項と規定されて居る。之れを見るに今日の施設から見れば極めて局部的のもので要するに圖書館巡回文庫、觀覽施設、民衆娛樂の一部、講演會等となる。而して尙ほ各部の細則を作つて、其の名に於ては出來上つて居つたが其の委員連が本氣になつて此

の教育に手を盡さなかつたか、又一般社會が其の必要を認めなかつたか大正二年の行政整理には之れを廢止さるゝの止むなきに至り其の事業の一部は文部省普通學務局に移して取扱はるゝに至つた。其の後時勢の進運は社會教育の振興普及を切實に感じ、國家教育問題を研究審議すべく設置された臨時教育會議は大正七年に此の事業に對する當局の諮問に對し、極めて適切なる左記答申と希望とを具して臨時教育會總裁法學博士子爵平田東助氏より時の内閣總理大臣原敬氏に提出された。其れは

〔1〕朝野關係各方面の聯絡を保ちて通俗教育に關する事項を審議する爲文部省に調査會を設置すること。

〔2〕通俗教育に關する施設の計劃及實行の任に當る爲文部省に主任官を置くこと。

〔3〕地方團體及教育會其の他の公益團體の協力を促し可成各地方にも通俗教育に關する主任者を置かしむること。

〔4〕通俗教育の事に當るべき者を養成する爲め相當の施設を爲すこと。

〔5〕善良なる讀物等の供給を豊にする爲積極的施設を爲し併せて出版物の取締に關し

一層の注意を加ふること。

〔6〕通俗圖書館、博物館等の發達を促し之に備付くべき圖書及陳列品に關し必要なる注意を怠らざること。

〔7〕通俗講演會を獎勵し一層適切ならしむること。

〔8〕活動寫眞其の他の興業物の取締に關し全國に及ぼすべき準備を設くること。

〔9〕健全なる和洋の音樂を獎勵し殊に俗謠の改善を圖ること。

〔10〕劇場寄席等の改善を計ること。

〔11〕學校外に於ける體育上の施設を改善し其の普及を圖ると共に競技に伴ふ弊害を除くこと。

尙ほ詳細なる通俗教育に關する答申理由書を附したのである、之れが今日の社會教育施設の力強い答申であり今日の基礎となつて居るのである。この臨時教育會の決議答申に基いて政府は翌八年五月文部省官制を改正し社會教育事務擔當の官吏を増置して省内に一課を特設即ち普通學務局第四課である。茲に於て社會教育の組織及び之に

利用すべき手段を研究せしむべく着々其の實行を開始し統一的計劃的に專任の官吏によつてなされる事になつたのである。現在該課に於て管掌しつゝある社會教育事務の範圍の大略は次の様な事務である。

- 〔1〕學校事業の擴張に關する事項
- 〔2〕青年團處女會に關する事項
- 〔3〕圖書館に關する事項
- 〔4〕生活改善研究並獎勵に關する事項
- 〔5〕教育的觀覽施設に關する事項
- 〔6〕善良なる讀物の普及獎勵に關する事項
- 〔7〕通俗圖書認定に關する事項
- 〔8〕幻燈活動寫眞フィルム認定に關する事項
- 〔9〕民衆娛樂に關する事項
- 〔10〕公衆體育に關する事項

- 〔11〕貧困兒童就學に關する事項
- 〔12〕特殊兒童の教育に關する事項
- 〔13〕育英事業に關する事項
- 〔14〕職業指導に關する事項
- 〔15〕思想問題に關する事項
- 〔16〕教育會に關する事項
- 〔17〕盲啞教育に關する事項
- 〔18〕公休日利用に關する事項
- 〔19〕校外取締に關する事項

本省に於て社會教育專任官特設さるゝと共に、地方に於ける社會教育の徹底を企圖する爲めには本省に設くるのみならず、聯絡と統一を計る爲めには各地方廳にも當該專任事務擔當吏員を特設するの必要上より、大正九年五月地方長官に對し通牒を發し、教育基金令に依つて地方に配當さるゝ教育資金より該吏員の俸給手當を支辨せしむる

事とし、之れが設置を勸奨推勵する處があつた。其の結果地方長官も共鳴し夫々社會教育主事なる名稱を以て、翌十年度から各府縣に特設するに至つたのである。こは我が教育史上特筆すべき價ある進歩的の企てであつた。又内務省にも社會局を特設し社會事業を取扱ふと共に修養團體である青年團、處女會、兒童保護少年團の事務をとり兩者相待つて發展して行く様になつた。

斯くして今日に至り大正十年度からは各府縣に於ても吏員を設置すると共に相當の經費を計上し各種社會教化方面の施設計劃を見るに至つた。されど其の結果一般民衆に對する教育の如きものは殆んど通俗教育時代と別に變らないのである。けれども社會教育に對する一般の考へは漸く進んで來て學校教育と相並んで甚だ必要なるものと云ふことを否定するものは殆んど無くなつて來たのである。しかし未だ充分統一あり組織立つて居ると云ふことは出來ない。只個々の施設から考へると相當の成績は今日見る事が出來るが、一般日本人の惡癖としては根氣なく移り易き傾向があつて昨日は青年教育、今日は圖書教育、明日は民衆娛樂と云ふ様で永久に亘つての計劃と云ふも

のに就いては定見がなくて、効果を擧ぐるまで永續することが難いのである。將來は社會教育の範圍を明にし、その内容を整理し、而して各施設の社會的意義を明にし、施設相互の間に於ける連絡統一を圖り、以て統制あるものとしなければならぬ、所謂社會教育の根底ある策動と云ふことに就いて努めなければならぬ。

以上我國社會教育の沿革の様なことを述べたが現在施設されて居る個々の事業は今日何人も知る所なれば之れを省き施設の實際を部分的に記述する考へで特に茲には記さなかつた次第である。

又地方各府縣專任委員に於て管掌する事務範圍も文部省管掌事務に倣つて着々歩を進めて居る。

第二章 學校中心の社會教育

第一節 社會中心運動と中心點の擁立

凡そ社會は一個／＼の人の孤立ではない。相集り相寄り有機的關係のもとに組織されたもので之れ等人類の集合には善きこともあり、惡しきこともあるのであるから善は益々向上發展させ思むべきは之に改善を加へて行かねばならぬ。其の改善を行ふ上に於て統合すべき中心點を顯出樹立すると云ふことが必要である。如何に個々の事實が發達しても、之れを統一すべき中心點がなければ恰かも要を失つた扇子の様である。其の個々の發達と云ふことも遂には望み得ぬ様になるのである。かゝる意味から社會人類の改善を計るには、どうしても中心點たるべき人物を要し適當な場所を選定する必要がある。最も場所と云つても單に其の形の上に現はれたのではない、それに依つて心的統合を行ひ得べき人物により社會人としての意識が表象され大衆が之に合體してよく其本務を遂行すると云ふ様なものでなければならぬ。

殊に今日大都市の状態を見るに、社會生活と云ふ部面が至つて少ない。その生活が殆んど家庭本位の様に見える、東京、大阪、名古屋の様な都市になると一軒隣の家庭の状態さへ知られない事が多い。實に都會人士は孤立生活である。しかし世は漸時社會的關係が非常に複雑になつて來て居るのであるが、この孤立生活を救ふ爲に、大都市の市民は隨時相集まつて修養をなし又は相互の意志を疏通し、隣保共濟の實を擧げ乾燥無味を避け人間本來の社會生活を營まねばならぬとの觀念が起つた、従つて如何にして樂しき社會生活をなすべきかに思ひ到る時、茲に社會中心の必要なる事を生ずるであらう。然らば其の中心を何處に求むべきと云へば未だ充分の場所と認むるものはないのである。教會や寺院は宗派の關係上色々の民衆を引きつける譯には行かぬらしく、又篤志家の住宅も都合の悪い場合があるそれは眞に社會運動の爲め提供するならばよいが、その多くは偏見を有するもの又私利の爲めにせんとする考へのももある、さればと云つてヒットルメントハウスは六ヶ敷いとすれば中心は矢張何等累を及ぼさない學校に求めなければならぬ。

一方田園に於ては如何かと云ふに、漸時農村は荒廢せんとし、今日に於ては田園生活を放棄して一向都會生活に憧がれる傾が目立つやうになつて來た、以前の農村の淳厚な美風は漸く破壊され、一面には文化施設なるものが甚だ不充分である故に田園に住むものゝ文化の程度なるものが甚だ低いのである。又趣味とか娛樂とか云ふやうな點に就いて考へて見ても甚だしく缺乏して居つて低級なるものゝ一部のみが僅かに残されて居るので精神上の不安も甚だしい譯である。この點から考へても矢張社會改善乃至は社會教化を進めて行かうとする場合には田園に於ても亦其の中心を確立して組織ある運動を起し改善に努めねばならないのである。その中心點としては矢張大都市に於ける如く教會あり、寺院あり、神社もあるが、文化と云ふ點から考へて見て、どうしても學校を中心とするのが最も便利であると思はれる。

斯く都市田園共に兎に角社會中心の運動が必要であると云ふ事は同様である。特に農村に於ては社會組織の改善と、その社會教化との二つの點よりして一層強く感ぜらるるのである。

斯く考へ來れば茲に都會と云はず、田園と云はず共に社會改善の中心となるべき場所は學校が最も都合よいと考へらるるのである。

第二節 社會中心としての學校の働き

社會中心運動と共に社會改善の中心點は學校が其の衝に當らなければならぬ事は前節に述べたのであるが、學校は文明を繼承し社會民としての位置を獲得せしむる必要なる場所である。昔は學校なるものが存在しないで只特殊の身分、或は職業を有するものが社會生活に必要なものを子弟に教育して來たのであるが、世の文明が發達し、教育が人類の重要な一つの仕事と見做され幾何か分業的色彩を現はして來た、これ等の點からして學校の必要を生じたと思れば、學校なるものは、もとゞ社會の中心であつたのである。今日發達した時代に於ても、それが當然社會の中心となり人心を指導すべき立場に立つべきが却つて當然であると云つてよい。

又學校文化施設の上にも權威ありと見做すことが出来るのである。設備に於ても過去に於ける模型的のものでなく、實生活上必要な設備を施し教室運動場を相當利用

して、社會の教化に當ることが出来るのである。

尙ほ學校が中心となり民衆を指導すると云ふこと、即ち學校教育は社會で活動する根柢を作ると云ふ立場にあるのであるから卒業後に於ける教化の準備と見るのが至當である。故に學校卒業なるものは或る階梯として終るだけであるから教育の完全を期するには卒業後を指導して行く事が大に必要なる譯である。此の點よりしても學校が社會の中心としての働きを充分持たなければならぬのである。後節成人教育は之れに該當するのである。

次に教育の助成上より見て、教育をしてその發達を充分遂げしむる爲めには種々の方法が考究されて居るが、其の最も必要なものは一般民衆を常に學校に接近せしめ學校教育を了解させ以て教育を助成せしむることである。之れは教育者として最も當を得た方法である。學校孤立でなく一般と力を合はせ教育の目的を達するは教育者の急務である。これ等の點から見ても、教育の進興を助成する上にも、學校を社會の中心として經營し、社會民衆を常に學校内に引き入れ、尙ほ進んでは校門を出で、社會と

積極的に接觸し通俗化し社會化し、口により筆により實物によりて民衆に社會民としての自覺を促し時勢を指導するに至らねばならぬ。過去の如く學校は社會と没交渉であり籠城主義は時代思潮に遅れたものと言はねばならぬ。

斯く凡ての點から見ても學校は社會の中心として働く必要があるのである。

學校教育の全盛を計るならばよろしく文化の中心は學校にありと強き信念を以て學校の價値を認めしむるべく學校を擴充する點に努力することが必要である。

前述の反面から考察するならば、社會教育が進めば進む程學校教育の功績を擧ぐる事も容易である。即ち社會一般の常識の高まるに従つて學校の教化事業も勞少くして功多きに至るのである。しかるに今日の我が國の常態は、家庭及社會に於て學校教育を助成せないばかりでなく、却つて制限し妨害を與へはせないかと云ふ状態をさへ見ることがある。現今都市田園を問はず、社會教育機關としては殆ど何等の施設もないのであるから、學校自身が社會教育の原動力とならねばならぬのである。それ故教師の職業は兒童教育のみに限り行はるべきものでなく、小學校をして市町村一般に於け

る教化機關たらしむべく努力すると共に、進んでは民衆の教化指導に盡力せねばならぬ。教育者は身を以て兒童に模範たるべきは勿論、一村一郷の範となり感化の中心となる處の域に至らなければならぬのである。昔は教育者を束縛してたゞ學校内に蟄伏すれば事足ると云ふが如き箝口訓令のあつた事は已に過去の夢となつたのは教育思想の一進歩といふべきである。今や社會は教育家に向ひかゝる狭量な制御をなすものなく當局とても學校を開放せよ、父兄と連絡を計り補習教育に奨励せよ、郷黨を感化せよと積極的に指導しつゝある。眞に教育の効果を思ふならば、兒童を出發點として、社會公衆を教化する處に眞の教育が行はるゝのである。學校教育者は常に小さき學校のみの教育者にあらず、大自然を教場とせる大社會民衆の教育者たりとの自負を持つて、其の市町村の學問道德及諸般事業の研究所將た劃策地をして常に衆望の集中せる樞府たらしむべく、衆人之を仰ぎ、之を慕ひ、之に懷き、之に化して日に月に新たな徳風及智識を感得する事を得る様施設をせねばならぬ。斯くて自ら民衆は學校の効果を覺り、衷心より尊敬するに至るであらう。茲に至つて文化の中心社會の先驅は學校と教育者なりと誇り得るのである。

第三節 社會教化に對する教育者の覺悟

一般學校が社會教化の中心でなければならぬことは已に述べたが、然らば如何にすればこれが目的を遺憾なく達成することが出來得るかを考へねばならぬ。勿論之に對しては相當の施設を要することは論を俟たないが、之れと同時に學校職員なるものは大なる準備と一定の方針とを持たねばならぬ、即ち社會教化に資する大資源は教育者其の者であるから教育者自身は社會教育を施すに當り注意周到なる準備を要す。何事と雖も順序を追はずして成功するものではない。殊に教化事業の如き精神的感化的のものに於ては一層此點に重きを置かねばならぬ。然らば教育者は（主として小學校中等學校教育者を對照として居るものと考へられたい）學校をして社會教育の中心たらしむる爲めに如何なる準備を要するかを記すに當り便宜上自他兩方面に分つて述べよう。

一、自己的方面

自己的方面としては、自己の完成、奉職學校の整理、對照研究の三方面がある。

〔1〕自己人物の練磨。教育者が社會教化の事業に當るに於ては相當の年齢に達することは勿論であるが、又常に自己修養を怠らず、圓滿なる常識を養ひ、高尚なる人格の所有者であつて地方に於ける徳化の中心でなければならぬ。然るに今日にては社會的關係上過去に於ける人格者が比較的少ないのは悲しむべき事であるから其の職を尊重し、社會の改善に盡すべく自己修養と其の事に對する不斷の努力を致さねばならぬ。

〔2〕奉職學校の整理完成。教育の事は一朝一夕にして完成すべきものではない、幾多の困難と經驗により理想的に整理し完成しなければならぬのである。殊に教師の信用は其の奉職校を基礎とする。如何に外部に千言を盡すも内整はざれば何等効はない、故に市町村の教化事業に當るに先だち第一に自己の奉職學校の整理完成を要するので學校内部が不充分なるにかゝはらず、手を學校外に伸ばさんとするは恰も木によつて魚を求むるものである、先づ塊より始めなければならぬ。

3、教化すべき對照の理解。社會教化の實を擧げんことを期せば其の對照である其の土地、其の市町村住民を理解し正當なる概念を有せねばならぬ。こは社會教化のみならず學校教育に於ても最も必要なるものであるから宜しく町村の民育教化の爲め一層町村の過去、現在に於ける各般の實狀趨勢を調査知悉し、將來に於て救濟すべき點は如何、更に開拓部面は如何、助成し培養すべき良風美俗は如何等を詳細に觀察考究し、しかる後に方針を立て教化すべき機會と方法とを闡明せねばならぬ。若し之れ等の先決問題の研究を等閑に附せんか、如何に教化の機關は完備し其の方法が遺憾なきと云ふも所謂空中樓閣の感であるから、確實なる効果を望む事は出来なぬ。されば其の町村の理解は教化民育の出發點を明確ならしむるものであると共に又歸着點をも闡明すると云つてよい。されば如何なる方面の研究が肝要なるかを極めて鋭敏なる觀察眼と批評眼とをもつて之に望み結果の正鵠を得以て其の對照を正當に理解し民育教化の根本主義を確立せねばならぬ。

二、對他的方面

學校が市町村の教化機關として中心となる以上は、教師はたと學校内にのみ籠城極限して兒童の相手ばかりに安んじてはならない。苟も教師として人を教育する責任あるものが狭小な學校の小天地にのみ固することは誤れるの甚だしきものである。宜しく胸襟を開き市町村の凡ての人士と提携せねばならぬ。斯くせば自他の思想の交換をもなし得べく従つて他を了解することも出來、自家の參考資料も得ると共に彼れ等をして力強き援護者たらしむる事も得るのであるから社會教化に従事すべきあらゆる主體と提携すべきは勿論であるが殊に次の人士に就ては一層必要である。

〔1〕自治體當局者との提携。市町村一般人士の指導啓發者の位置に立つべき者は自治體の當局者であるから之れ等と相共に提携せねばならぬ。然るに一般教育者の内には提携は愚か互に相反目嫉視し社會教育事業の如きは勿論學校教育事業すら捨鉢的に取扱ひ只俸給の爲めに働き以て其の日暮しの考への者のあるは實に悲しむべき事である。故に土地によつては町村吏員名譽職達は學校教師を雇人視する故に教師は當局吏員の頑迷さに之を敬遠して提携などは及びもつかぬことがある。斯くの如き

状態では學校教育は愚か社會教育事業がどうして出來やう。斯くしては市町村百年の大計も誤り、又教師にありても自己發展の道を阻害するものであるから相互に惡感情を排除して教化事業に對し、懇談的に提携せねばならぬ。其の之れをなさんには胸量を大にし誠心を籠めて交誼をはかり、民育教化の提携者相談者と相互にならねばならぬのである。

〔2〕神官僧侶との提携。教育家の事業は兒童の感化のみならず郷黨の誘掖にまで及びて自治體の先進者と見做さるゝ加く、神官僧侶の如きも同じく郷黨を感化し誘導する先覺者で即ち神官僧侶教育者は何れも教導職である、只人心を開發し道義を維持する點に於ては其の方法に於てこそ差異はあるが歸着點は同一であるとしてよいされば兒童教養上は勿論、一般人士の開發上には共に提携して事に當る必要がある。殊に神官僧侶の内には學徳高き人ばかりでなく處世上の經驗より見るも實社會に處して行く點に於ては熟練せる人が少くないから、かゝる人と相提携するは教育者にとりて此の上もない好都合である。然るに今日の状態は互に冷評し合ひ他人行儀に

構へ込んで、反目嫉視するが如きは實に兩者の爲め遺憾に堪えないのである。故に社會教化に従事せんとする教育者は進んで彼れ等と握手し民衆教化の爲め提携を計らねばならぬ。無駄な時間を消費する間に僧庵を訪ひ神官の門を叩き以て快談する内には幾多修養の資料と教化事業を談合し合ふことが出来るのである。

〔3〕一般人士と提携。社會教化方面に携はらんとせば實社會の研究を要するのである。然るに學校の教師は教科書に關しての智識は相當認めらるゝも、實社會上の事になるとずいぶん迂遠である、故に教育者は自己の有する智識を實社會の經驗ある農工商の實際家と交り、其の經驗を聞くならば、眞の生きた智識となるのであるから、互に談合し以て社會の實狀を知る必要がある。その生きた智識を以て一般民衆に當れば効果も大である。又地方の名望家中には崇敬すべき人も多いから相親しみ互に社會教化の爲めに提携して盡さねばならぬのである。

第四節 學校中心社會教育の範圍

社會教育の範圍は極めて廣汎であつて且つ多岐に亘るものであることは前社會教育

客體と主體に於て述べた通りであるが、必ずしも學校中心の社會教育のみにて其の全般であると云ふことは出来ないのである。前述の如く國家が直接行ふもあり、或は府縣又は教化團體若しくは個人の行ふと云ふ様に各種の方面から行はれるものを全然學校にその中心を求めると云ふことは困難なこともある。併し學校に於ては之れ等の社會教育に對して、學校が中心となり得なくとも、其の學校が之れを助成すると云ふ立場に立つと云ふ事は出来るのである。吾人は學校中心の社會教育の必要を高調すと雖も牽制附會して凡百の社會教育を學校に於てのみ行ふべきものとは考へないが、社會教育の大部分はこの運動に依つて達成する事が出来るものであると信ずるのである。

社會教育の範圍を大體に於て區分して見ると、社會德育、社會智育、社會體育、の三分類とする事が出来る勿論趣味とか美術、音樂、娛樂等も便宜三つに包含させたい特に云ふならば社會美育とか社會情育と云ふ項目を擧げてよい、要するに範圍を限定する上に便宜の爲め分つたに過ぎないのである。

今一つは以上の範圍と關係なしに社會統制に關する社會教育も有り得るのである。

即ち社會道德の建設乃至社會連帶觀念の普及とか集會であるとか結社であるとか云ふものはこれは矢張一つの社會教育であつて嚴密な意味に於ては知徳體と云ふ外に置いた方がよいやうである。實に社會の内面は複雑であるだけ、それだけ其の範圍を限定しにくい場合があるのである。

第五節 我が國學校中心社會教育の現況

我が國に於ける社會教育を發達せしむる上に於て、學校中心の社會教育と云ふ點に餘程世人は注意を拂ふ様になつて來た。社會教育中心運動は地方の學校が最も適當とされて居ることは前に述べた通りである。しかし學校なるもの、本務は兒童教育である。兒童教育なるものは、それ自らが重大な責務を持つて居るのである。その上に社會教育は學校中心が最も良いたれば學校教師は兒童教育をしながら片手間に行ふと云ふ考以外に出でないのが大部分である。學校が進んで社會の中心とならふと云ふのでなくて、學校と社會とが對立して、學校教育の餘暇を利用し、その設備を利用し、そして篤志的に行ふと云ふ考が尠くない、最も中には積極的に進んで相當新しい考へで

施設を試み實績を擧げて居るものも少くない。今日一般學校を見ると小學校が最もこの教化事業に貢献して居る。併し中等學校に於ても相當留意されて來る様になつたが、その中でも地方の實業學校の如きは學校の性質上地方の實業とも關係ある點よりして教化方面の施設が考究されて居る次に女學校も中學校に較べると比較的社會的活動をして居るものが尠くない。どうかと云へば今日では未だ中學校や高等女學校は一般に社會から遠ざかつて居る様な感もするのであるが、大體から云へば教育者は學校ばかりの仕業に満足すべきでない進んで社會に向つて活動し教化に盡力せねばならぬと言ふ氣風が向いて來た事は事實である。

要するに我が國に於ける學校教育の社會化は非常に進歩して來て、そうして教育者並に關係者の覺醒を促すと同時に、一般民衆からも非常な注意を拂ふに至つたのである。今文部省普通學務局が全國に互り調査した「學校中心とする社會教育概況」を記して以て今日我國の現狀を洞察する資料とする。

一、全國小學校を通じて行はるゝ主要なる社會教育的施設事項

〔1〕校地、校舎及び設備開放利用。

運動場の開放利用。は二三年來相當の考慮を拂はれる様になつた。併しながら學校教育の社會化と云ふ聲に促されて、開放上の注意を怠り漫然之を許した爲め本來の効果を失ふ様になつたものも多い。最近に於ては比較的開放上の研究をなしてゐるものがある様である。運動場利用の方法は種々であるが公衆體育の獎勵を目的として青年團、軍人會等の爲、或は定期に或は隨時に之を開放して居る。中には特に之等の爲めに體育的施設をして居る學校もある、都市の學校では特に幼兒の爲に放課後開放してゐる様である。神戸、大阪市に於ては學校教員に手當を給して運動場を利用し體育の指導に努めしめてゐる。しかし未だ一般學校職員が學校開放と云ふことに興味を有してゐるとは云へない。

校舎の開放。各種の公共的會團の爲には常に校舎を利用せしめて居る。其の外臨時的の會合にも開放して居ることは言を俟たない。縣村の小學校は此の點に於て唯一の會場であると云ふ事が出来る。講堂などを有して居る學校では出來得る限り一般人の會

合し易いやうに改造したいものである。

設備の利用。校具を利用して一般民衆の爲に益を與へようと試みてゐるのは次項に述べる文庫等の外には餘り多くはない、教育博物館的施設が所々に企劃せられつゝあるやうであるのは喜ばしいことである。

〔2〕圖書館、文庫、讀書會の開設。

學校備付の圖書を以て青年會、處女會等の會員に閱讀せしめて居るものが多い、圖書館文庫と云ふ名稱もなくまた公設のものもなく、各小學校には何等かの此の種施設がある様である。又青年文庫、處女文庫等の名をつけて學校が中心となつてやつてゐるものもある。

讀書會も有識者の間に於て組織せられて居るが、之は未だ特筆する程に進歩してゐない。

〔3〕補習教育施設。

補習學校は小學校と離れて特設せられ又は併設せられてゐても小學校の職員及設備

を利用せないのは寔に稀有の場合である。都市に於ては全く小學校と分離した補習學校もないのではないが、郡村に於ては小學校の延長が補習學校であると見るべきである。

〔4〕講話會、講演會、講習會の開催。

思想の善導、智能の啓發、職業指導等の目的で講習會や講演會さては講話會を學校主催で開催することは殆んど凡ての小學校で従來行ひ來たつて居る所である。しかし經費支出の關係から其の主催は他の團體になつて居る場合でも實際の仕事は學校職員のやつてゐると云ふのは少くない。さうして通俗講演の内容も漸時充實し來つて、單に講演とか講話計りでなく講演に活動寫眞に幻燈に繪畫にポスターをと各種のものを利用したり、實物標本を示したり、實習をすると云ふ迄になつた。講演要項謄寫の配布も行はれてゐる。地方の小學校では毎年一回乃至三回位部落講話會を開いてゐるものが多い。

〔5〕印刷物配布、掲示板設置、展覽會、品評會、父兄會、母姉會等の開設。

印刷物配布。交通、社會奉仕等各種の宣傳及常識養成等の目的で謄寫版なり、活版なりで印刷した物を配布すると云ふことも近時餘程進歩した様である。印刷物は學校職員生徒によつて作られ、生徒の手を経て家庭及び一般民衆へ配布せられるのである。其の効果も漸時認められるやうになつた。

掲示板設置。學校の附近多くは校門の内外に掲示板を設置し、それに政治、經濟、實業、道德及時事等に關する記事を掲げて一週間目位に記事を取換へるのである。此の外學校に依つて交通の便利な所に掲示板や新聞閱覽所を設けてゐるものもある。

展覽會及品評會。従來の展覽會は單に兒童の成績品を陳列するに過ぎなかつたが今日では地理、歴史、博物、理化等の標本器具を陳列したり、又は實驗を行つて之を一般人に縦覽せしめてゐる。農村に於ては農産物(兒童試作)の品評會を或は學校主催か或は町村農會等との聯合主催で行つて居る。之は單に兒童の非常なる興味を持つのみでなく、一般農家も多大の期待を有するのであつて、農村では公共的年中行事の一として重要なものとなつて居る。

父兄會、母姉會。等も一面から見ると學校教育上の施設であるが、他の方面から見ると之を通じて一般民衆の社會教育ともなるのである。近來かゝる考を以て之を行つて居るものが頗る多い。

〔6〕青年會、處女會及各種教化團體の劃策指導。

青年會、處女會の自治的訓練と云ふことゝ之が指導の必要であると云ふことは必ずしも矛盾するものではない。小學校が中心となつて之等團體の事業の振興に寄與せるの功は特記すべき事柄である。青年會、處女會の事務所は大抵學校にあつて其の會合も多くはここで行はれるのである。殊に處女會はその會長副會長幹事が多くは學校長及び女教員である。

青年會、處女會以外の團體と云へば主婦會とか、婦人會とか、戸主會員であるが、その關係は學校と青年會、處女會程ではないが之等に對しても學校の地位は餘程認められて居る。

〔7〕體育及衛生思想の啓發。

國民體育の向上を期する爲に運動場及其の設備を開放しつゝあることは既に述べたところである。小學校では或は體育に關する會團例へば庭球俱樂部、野球俱樂部などを設けてゐるものもあり、或は臨時に運動會、登山會、旅行、角力、武術會等を開催して居るものもある。

衛生に就いても講話會を開くとか、展覽會を開くとか、又は乳兒幼兒の健康相談に應ずるとか種々の施設をなしてゐる。

〔8〕兒童生徒の自治的訓練。

訓練の主義を自治的ならしめると云ふのは近代教育の主張であるが小學校に於ても學級自治、學校自治の目的で組織的な級友會又は學友會を設けて居る外に通學班とか少年會、子供會、少年消防隊とか云ふ類の團體をも設けてゐる。少年團體の數は全國に於て未だ一千五百に過ぎないが最近非常な勢で發達して居る。少年團體は勿論學校から離れて成立すべきものでないと云つてもよい。補習學校生徒も亦その訓練は自治的になつて居るが之れはやがて青年團處女會の自主自治的訓練と照應してゐるのであ

る。

〔9〕美風良俗の助長。

敬神崇祖、國旗掲揚、生活改善、敬老會、部落改善、矯風事業、民力涵養、貯蓄奨勵、篤行者表彰の諸項目に涉つて種々と工夫してゐる様である。之は生徒を通じて行ふ場合もあり、教師が中心となつて有識者と共同して行ふ場合もあり、其の方法は異なつてゐる。此の點に於ても田舎の小學校は比較的行き届いてゐるやうである。併し施設に追はれて形式に捉れたやうな傾がないでもない。

〔1〕各種の宣傳。

交通道德、災害防止、兒童保護、時間尊重、社會奉仕、衛生思想普及、生活改善、等に對してポスター、講演會、屋外講話等の方法によつて其の趣旨の宣傳に努めてゐる。國勢調査の際には其の趣旨の宣傳に小學校が與つて力あるものがあつた。以上に列記した様な近頃喧ましくなつた問題以外に、前項に述べた國旗掲揚、敬神崇祖等の觀念養成の爲めにも其の宣傳をしてゐるのは勿論である。兒童を介して行ふ宣傳は餘

程効果がある。斯くして社會と學校との連絡も有意義に行はれるのである。

〔11〕娛樂の改善。

小學校では民衆の趣味を向上せしむる爲、或は講演會又は學藝會などを行ふ際、或は單一に音樂會、生花會、活動寫眞、幻燈、歌劇、蓄音機、繪畫展覽等を行つてゐる。さうして幾分でも高尚なる娛樂を與へて趣味の向上を計らうとしてゐる。活動寫眞機、燈幻器、樂器等を備付けてゐる學校も少くない。

盆踊については歌詞の選定とか改作に努めてゐるものもある。俚謠の調査をして之を出版してゐるものも少くない。運動會の如きも一面から見ると娛樂である。又藝術教育と云ふ聲が大になつて、學校教育の内容形式も餘程變つて來たやうである。

〔12〕學校教育の助勢的施設。

教育會、教育後援會、父兄會、保護者會などの名稱の下に校外より學校教育を助勢せんとするの施設は近時各地方に於て盛に計劃され實行されてゐる。兒童保護施設の如き、育英事業の如きも亦之等の團體に依つて行はれてゐる。學用品の如きも兒童各

自に自辨せしめないで、斯かる團體の經費を以て支辨しつゝあるものも少くないのは喜ばしい事である。教育者の精神的並に物質的慰安の如きも亦斯種の會の目的及事業となつてゐる。

〔13〕兒童保護に關する施設。

學用品給與、子守教育等の施設の外に所在に幼兒預所(托兒所)も漸く設けられるやうになつた。農村小學校に於ては卒業生中の出稼者の爲に就職の周旋、就職後の指導等につきて注意を拂ふやうになつて來た。從來は入學前の兒童に對しては殆んど没交渉であつたが近時は少くとも入學の三ヶ月以前には之等の兒童を召集して體格検査を行ふとか養護上の注意を與ふるとか試みる様になつた。なほ幼兒保護の研究を開くとか母の會を設けるなどの新施設も追々普及せんとしてゐる様である。

二、全國中等學校を通じて行はるゝ社會教育的施設

○各種中等學校共通なるもの

〔1〕學校開放(校舍運動場圖書等)

公開的の圖書館を設けてゐるものもある。校舍運動場などの開放は未だ特定の團體に對してのみ行ふに過ぎないが餘程考慮はしつゝある様である。

〔2〕講演會。

近頃中等學校で開かれる講演會は生活改善、國民道德、婦人文化、家事經濟、民力涵養、理化學等に關するものが多くなつた。

〔3〕講師派遣。

學校に依つては毎年五十回以上地方の團體に講師を派遣してゐる所もある。府縣によつては府縣又は府縣教育會等の主催で講演會を開き講師として中等學校教員に囑託してゐる。

〔4〕學藝に關する會團の組織。

中等教員が中心となつて設けてゐる學會には博物學會、郷土史談會、郷土研究會其の他之に類する各種の研究會である。

〔5〕各種教化團體の助成。

郡市以上の青年團體、婦人團體及教育會等に對しては直接に、町村單位のものに對しては間接に、其の發達を助成してゐる。

〔6〕學藝會、展覽會、運動會等の公開。

〔7〕揭示教育。

〔8〕生徒及び同窓會を通じての宣傳。

〔9〕小學校教員に對する指導。

講習會、研究會及び個人指導の方法によつて小學校教員の啓發に資してゐる。

〔10〕印刷物配布。

學校より出してゐるポスターに就いては近來見るべきものが頗る多し。

○師範學校中學校に於けるもの

〔1〕理化學實驗公開。

近年師範學校中學校の理化學設備が充實の域に進まんとする傾向があるので、設備を利用して實驗を公開し理化學智識の普及に努めてゐる。

〔2〕體育並に武道獎勵。

武術大會、選手派遣等の方法で地方民衆との接觸に努め體育の獎勵に貢献してゐる。

〔3〕補習教育。

師範學校では補習教育の研究を副二の目的として代用附屬小學校を設けてゐるものが多い。

○女學校に於けるもの

〔1〕手藝家事實習會。

卒業生を中心としてゐるのであるが漸次其の範圍を擴げんとしてゐる。

〔2〕音樂會。

女學校では殆んど毎年一、二回之を開いて一般の人に公開してゐる。

〔3〕女中訓練並に招待會。

女中の爲に短期の講習會を開くとか娛樂會などを催してゐる。之に類したものであるが女工とか藝娼妓の教養にも盡してゐるものもある。

〔4〕先賢祭、尙齒會。

其の地方に於ける婦人にして崇拜すべき人物を選び毎年又は臨時に追悼會記念祭等を行つてゐる。又生徒家庭の老齡者を招待して尙齒會を開いてゐるものもある。女學校には針供養、雛祭などの様な催しをして校下婦人の情操教育に盡してゐるものも比較的が多い。

○農學校に於けるもの

〔1〕農場參觀。

農場參觀案内を作つたり、農場の經營に農民指導本位を加味してゐるものが多い。

〔2〕農産物品評會。

郡立又は組合立の學校に於て行はるる品評會は殆んど地方の年中行事の一として重要なものとなつてゐる。府縣立學校に於ては之を開催する場合が少いやうである。

〔3〕農事相談。

農業者の質問に對して心よくその相談に應じてゐる。特別に印刷物等を配布して指

導に努めてゐるものもある。

〔4〕實習會。

實地指導を目的として實習會を開いてゐる。これは新なる農業技術及び副業獎勵の場合にはなくてはならぬ施設の一となつてゐる。

〔5〕別科教室。

短かきは一週間長きは二三ヶ月に涉つて便宜の地に教場を開いてゐるが、相當の効果をあげてゐるやうである。

〔6〕種苗肥料等の共同購入。

優良なる種苗を共同購入したり、又は種苗を育成して配布するなどは大抵の學校に於て行はれてゐる。肥料の共同購入も郡立以下の學校では割合に都合よく實行されて居る。

〔7〕短期講習會。

別科教場と云ふ程ではないが三四日乃至一週間位で肥料、土壤、米作、麥作、野菜

養鶏等に就いて一二科目を選んで學習會を開いて居るものが多い。

○工業學校に於けるもの

〔1〕別科教室。

農學校に於ける場合と大體同様の趣旨であるが多くは學校内に於て開催するものが多い。併し染色とか各種工藝品製造とかに就いては便宜の地に教場を開設する場合も少くない。

〔2〕實地指導。

〔3〕工業展覽會。

工業學校に於ける展覽會は農學校に於ける農産物品評會と共に實業思想啓發の上に相當の成績をあげてゐるやうである。

○商業學校に於けるもの

〔1〕別科教授。

〔2〕競算會。

卒業生、商店員等を加へて珠算競技會又は練習會あつて一般商人に益多し。

〔3〕實習會。

商業簿記、珠算、商品、英語會話等に關する實技の練習會を催し店員徒弟等の教養を試みてゐるもの多い。

〔4〕商事相談。

商品鑑定、廣告、店則等に就いて實業家の相談に應じてゐる。こんな點は低度の學校では殊によく行はれてゐる。

第六節 岐阜縣に於ける學校教育の社會化の様

岐阜縣に於ては大正十年以來、社會教育方面は學校を中心とし文化の中心は學校なりと各種方面の施設を獎勵して居つたが、大正十二年に其の概況を取纏め之を一小冊子として發表した之れによつて縣内實際の状態を知る事が出来る。即ち

一、小學校を中心とする社會教育的施設

従來學校教育は籠城的で學校内に限定し、教授訓練の方法施設にのみ没頭して其の

目的を達成し効果を擧げんと焦慮して居つたかの様であつたが、時勢は最早局限せられたる教育を以て満足することを許さなくなつた。即ち教育の目的に關する見解は時代化し所謂教育の社會化、社會の教育化を呼ばるゝ様になつた。時代は生徒は社會の人であつて學校内の生徒ではないと云ふ新しい思想さへ起つてゐる、それ位學校が地方文化の中樞となつて社會教化に貢献しなければならぬ立場も明であらう。近時本邦に於ける小學校が時代の趨勢に順應し、地方文化の中心として智徳の啓發、風俗の改善、將又思想の善導に小學校が社會的に重きをなすに至つた事は云ふ迄もないのである。今縣下に於て小學校を中心とせる社會教育施設の狀況の最も著しいものを記すと、

○學校其者を主としての社會教育施設

〔1〕學校設備の開放。學校の設備は社會教育上出來得る限り利用の道を講じ、學校兒童、男女青年、在郷軍人等に運動場を開放し教師當番を定めて指導監督に當るあり。校舎の如きは各種團體の場合に利用せしむるの外最近社會教育の立場より考慮し、講堂、教室又は青年會堂の建築には一般會堂に使用し得る様注意を施す様になつた。

其他校具運動用具及び圖書等も日を定め一般公衆の爲に利用せしむる様になつた。

〔2〕諸種展覽會。從來展覽會と云へば、單に兒童の成績品を陳列するに過ぎなかつたが、今日では學校所有の教具又は家庭より材料を蒐集し陳列をなし、或は各種の實驗を行ひ一般民衆に縦覽せしめ智識の普及精神修養に資しつゝあり。

展覽會の種類としては兒童成績品展覽會、青年處女兒童手藝品展覽會、青年處女作品展覽會、廢物利用考案展覽會、教育品展覽會、生活改善展覽會兒童衛生展覽會等何れも學校を中心として開催せり。

〔3〕圖書館文庫の設置。青年處女又は一般民衆の智識徳操向上の機關として小學校内の圖書室又は兒童文庫を公開し、學校教育上の書籍ばかりでなく一般的、或は地方向のもの購入、又は寄附により備附して閱覽に附して居る。中には巡回文庫を各部落に兒童をして之れを爲さしめ回覽の便を與へ相當成績見るべきものもある。

〔4〕印刷物の配布。學校に於て年一回若くは數回謄寫版なり、活版なりで印刷した機關雜誌又は數枚を綴れる小冊子を各戸又は青年團員、處女會員、婦人會員、戸主會

員等に配布し、社會の重要事件、常識養成資料、精神修養資料、其の他實業方面の智識に關する事項並地方自治に關する事項等必須なるものを掲載し以て一般の閱覽に供し其の効果も漸次認められつゝあり。

〔5〕揭示場の設置。學校所在町村學校附近、多くは校門の内外に掲示板を設置し、社會重要記事を掲げ校下公衆の一覽に供し世情を通俗化せられつゝあり、大抵は一週間目位に記事を取換へる様にしてゐる。

〔6〕青年團處女會少年團其の他各種教化團體の劃策指導。青年團處女會等自治的に其の施設經營をなしつゝあるも之れが指導に至つては學校が主腦となつて之等團體の事業の振興に寄與せらるゝ功は特記すべき事柄である。

之れ等の團體は大抵學校に事務所を置き會合も校舎も利用されて居る。殊に處女會、少年團に至つては其の主腦者は學校職員である。

其の他教育會、地方改良協會、戸主會、自治會、婦人會等各種教化團體に於ても學校が中心となつて企劃されて居る。

〔7〕諸種の講話講演講習會の開催。思想善導、生活改善、知能啓發等の目的で講話會や講演會、講習會を學校内で開催さるゝ事は殆んど凡ての小學校を通じて從來行はれて居る。しかし經費支出の關係上から主催は他の團體にはなつてゐる會合でも其仕事の實際にあつては學校職員主腦となつて活動されて居る。中には各區へ出張して巡回講演を行つて居るものもある。

〔8〕工女教育。縣下山間に於ける出稼工女の多き地方では工女の歸郷を機とし（一月—三月）工女組合、處女會又は教育會主催の下に各小學校に於て、工女教育を行つてゐる教師の大部分は小學校教員で教授科目は裁縫を主とし修身、作法、國語、家事、衛生、唱歌、算術、理科及體操を課し充分な教授を施し以て智徳の涵養につとめ又出稼中には通信教授を行ひ、工女教育に貢献することが甚大である。飛彈方面、郡上、武儀、加茂郡に此の計劃が多い。

〔9〕父兄母姉懇談會及學藝會等。學校家庭及び社會と連絡上年一回乃至數回或は學校に或は各大字各區等父兄母姉の集合の便なる處に於て會合を行ひ、教育、衛生、經

濟方面の説話協議等をなし、父兄母姉の自覺を促し以て實踐指導につとめられてゐる。又學藝會なるものを開き、兒童の學藝演習を行ふと同時に職員又は名士の講演を加へ以つて興味を添ふるの外一般思想の啓發につとめてゐる。

〔10〕娛樂の改善。各種の會合には餘興として奇術、音曲、講談、謠曲、劍舞、子供の唱歌、琴、尺八などの如き娛樂を加へて趣味の向上を計るあり、或は盆踊を校庭に行はしめて其の改善を圖るあり。或は俗歌俗謠を調査し、地方民俗の改善を圖り、又興行物に注意して娛樂機關の改善を圖る等社會教育方面には甚大の注意を拂はれつゝある。

〔11〕兒童保護施設。縣下小學校に於ては職員部落分住、及兒童學班の組織をなし就學兒童の出席獎勵部落の改善を計り又育英事業子守教育、幼兒保育、貧困兒童教育、學用品の給與等相當施設の見るべきものがある。

〔12〕學校教育の社會化。學校教科書に現はれてゐる自治の精神、公民的訓練、國民道徳等に關する事項の教授に際しては細心の注意を拂ひ社會教育上貢獻する處多く兒童の役員組織を全く兒童の自治にまかせてゐる處もある。

○兒童を通じて行はれつゝある社會教育施設

〔1〕祝祭日の意義を明かにすること。

(イ)祝祭日には兒童をして各家庭に於ける國旗を掲揚せしむること。

(ロ)祝祭日の意義を明かに説明すること。

〔2〕神佛崇敬。事情の許す限り神社佛閣境内の掃除をなさしめ、社前通行の際は敬禮を爲し、或は毎朝神佛を禮拜せしむ。

〔3〕道路左側通行。道路の左側通行を勵行し、兒童を通じて一般民衆にも之れが實行を促す。

〔4〕害蟲驅除。學校兒童をして害蟲驅除に當らしめ一般公衆に獎勵を促す。

〔5〕果樹其他苗木配布。山間部落にありては多く卒業生に果樹其他殖樹すべき苗木を配布し其仕立方法等を指導し其方法を宣傳す。

〔6〕公德箱の活用。町村又は青年會、軍人會等に於て道路に設置されてゐる公德箱に

道路にあつたガラス片、紙屑、其他廢物を發見したる時には公德箱に入れしむ。

〔7〕納稅義務貫徹 納稅日には學校兒童、青年會員等に期限に後れざる様納稅すべき旨を一般に宣傳し時には納稅通知用紙の配布をなさしむ。

〔8〕衛生思想の普及。學校に於て兒童に衛生上注意すべき事柄を吹き込み家庭及近隣の者に衛生思想普及に助成せしむ。

○各種團體を通じて行ふ社會教育施設

町村内にある各種團體は大部分小學校職員其の中心となつて活動する者多く従つて之れ等各種團體の教育的施設は多く小學校を中心とする社會教育的施設と認めらるゝものである。主なる各種團體は、

- 青年團 處女會 少年少女團
- 婦人會 在郷軍人分會 戶主會
- 自治會 報德會 地方改良協會
- 教育會

二、中等學校を中心とする社會教育施設の狀況

中等學校は其種類から考へて師範學校、中學校、女學校、農工商等の實業學校があり、設置關係からは公私立あり、公立の中にも府縣立、町村組合立等の區別がある。一般に中等學校を通覽すると、尙ほ社會教化施設方面に考究の歩を進め得るものと認めらる。中には校長及び教員が地方教化の爲め充分に盡力されてゐるものもある。併し一方には如何云ふ考へであるか學校内容の充實に追はれて如何なる施設もされて居ない、又將來の事も何等考へられない様に見ゆる點もある。勿論中等學校は小學校と事情を異にして居るから各種の施設を望む譯には行かないが、學校の社會化を稱へらるゝ今日社會教化方面に没交渉であつてよいものではない、大學や専門學校では學校擴張運動が叫ばれ其れを社會教育委員さへ任命されており、着々實行されてゐる時代であるから、其の學校に適當なる施設を考ふることは最も必要である。今縣下中學校を中心とする社會教育施設の狀況の最も著しいものを記すと。

〔1〕學校開放。縣都市教育會、青年團其他社會公共團體の場合には校舎運動場の設

備、備品等差支なき限り提供して之が使用を許し中には擴大な運動場及附屬設備をして一般公衆に如何に利用せしむべきかを考究されて居る處もある。今日最もよく會合に使用されて居るのは岐阜中學校である。實業學校の農場實驗地等は特に地方民の視察を勧誘し實地指導にも相當考慮されて居る。

近時中等學校で開かれる講演會は過去の様な學術的ばかりに偏せず、生活改善、家事經濟、民力涵養、國民道德、社會生活等に關するものが多くなつた。

〔2〕講師の派遣（講演や審査）。郡市町村の青年會、教育會、農會、軍人會、其の他の團體の集合又は品評會講習會等には學校の本務に差支なき限り職員を派遣し講演又は實地指導をなして居る。中には毎年五十回以上も講師を派遣して居る學校もある。しかし之れは主として男教員が大多數であるから、今少し女教員も婦人會、處女會、等の講演又は講習に出掛ける様にしてほしい。

〔3〕諸種會合。學藝會、講演會、理化學實驗、運動武術試合、辨論大會、名士講演會等は之を公開して地方民衆の來聽を自由にするばかりでなく進んで勧誘的態度である。

大垣中學校では行啓紀念學藝展覽會を毎年九月十七日をトして開催し圖書、習字、作文、地歴、理化、數學等諸學科に關する生徒成績品、製作品、考案寫實、描寫圖を出品一大展覽會を催し同時に書畫武器古器物等を地方有志父兄より借用し參考品として陳列を行ひ記念日を中心として數日に亘つて生徒父兄は勿論、地方有志に縱覽せしめてゐる。女子師範學校では時々東京方面から名音樂家を招聘し生徒、一般人士に聽かせ高尚なる趣味の涵養に努められて居る。

〔4〕農產物品評會。農業學校に於ては品評會は殆んど地方年中行事の一として重要なものとなつてゐる。出品は學校の物ばかりでなく、地方人からも出品させ別々に賞品賞狀を與へて農業の振興に力を注いでゐる。

以上は縣下小學校中等學校を通じての調査であるが、之れ等の施設は考究すればするだけ多くの方法を講じ得ると共に、又一面には相當の經費を要するものであるから地方有志に解き出資を仰ぎ地方的に考察し益々社會教化の中心として、今日以上學校

の活動を要望するものである。

三、學校の社會化に對す諮問と答申案

○學校の利用を一層促進せしむる方法如何（大正十二年二月於岐阜縣實業學校長會）

〔1〕教師に關する件。

（イ）實業學校長及教諭は實業補習學校、青年團、處女會、戶主會、婦人會等の指導に努むること。

（ロ）小學校及補習學校教師と連絡を密にし輔導に努むること。

（ハ）當業者の爲めに講習講話を行ふこと。

（ニ）各種の教化團體及實業に關する諸機關の助成に努むること。

〔2〕校舍に關する件。

（イ）土地の狀況により専修科、長期講習、補習學校、青年處女講座及特殊技術の練習會等を施設すること。

（ロ）校舍を各種の團體の會場に充つること。

（ハ）標本室、圖書室、農具室 窯陶陳列室等を開放して一般民衆の縦覽に供すること。

〔3〕實習地及實習工場に關する件。

（イ）實習地及實習工場は之を開放して一般の利便をはかること。

（ロ）學校生徒の種苗種禽種畜等の配付を行ふこと。

〔4〕其 他。

（イ）品評會展覽會競技會等を公開すること。

（ロ）實業に關する印刷物の配布をなすこと。

（ハ）一般當業者の爲めに揭示場を利用すること。

（ニ）女子附設の學校にありては一般婦人のために家事裁縫作法等の實習指導をなすこと。

○中等學校を中心とする社會教化の施設（大正十一年六月縣教育會調查部答申案）

- 〔1〕學校開放(校舍、運動場、圖書、標本、器械等)
- 2〔實習地の公開。〕
- 〔3〕講演會の開催。
- 〔4〕講師派遣。
- 〔5〕學藝に關する會團の組織。
- 〔6〕各種教化團體の助長。
- 〔7〕學藝會、運動會、品評會の公開。
- 〔8〕理科學實驗の公開。
- 〔9〕揭示。
- 〔10〕印刷物の配布。
- 〔11〕生徒及同窓會を通じての宣傳。
- 〔12〕小學校教育に對する指導。
- 〔13〕補習教育。

- 〔14〕體育獎勵。
- 〔15〕講習會開設。
- 〔16〕音樂會開設。
- 〔17〕競技會の開催。
- 〔18〕先賢祭尙齒會開催。
- 〔19〕訓練會並招待會開催。
- 〔20〕農業商事工業相談。
- 〔21〕實地指導。
- 〔22〕學用品、種苗、肥料等の共同購入。

右學校の都合と土地の事情とに依り適當に選擇して之が實施に努むること。

○社會的教化の中心として學校の施爲すべき事項及其方法如何(大正十三年三月於岐阜縣中等學校長會)

本縣中等學校を中心とする社會教化の施爲すべき事項及其の方法につきましては學校の

種別により多少異なる場所あるべしと雖も要は校舎、運動場及設備の利用、各種會合の開催、教員の出張等の三事項を重なるものとす。

〔1〕校舎、運動會及設備の利用。

校舎運動會及その他の設備は學校教授上、經濟上差支なき程度に於て教育會、青年會、處女會其の他の會合に提供して其の利用に便せしめ、或は圖書閱覽室等を公開し、或は理化學器械、博物標本等を觀覽せしむると共に之を實驗し之を説明し、或は運動場、武道場を公開し運動用具を貸與して運動を獎勵し或は學校園、農場、實習場等を開放して、社會教化に資すると共に其の學校との接觸を親密ならしめんとす。

〔2〕各種會合の開催。

一般民衆の爲めにするか或は青年團處女會を中心とするか、或は其の學校生徒を中心としたる會合に参加せしむるか、其の計劃により來會者の種別を異にするものあるべしと雖も、左記各種の會合中時宜に適切なるものを選定して其の會合を催し努

めて勧誘的に來觀來聽の手段を講ぜんとす。

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| (イ) 講 演 會 | (ロ) 講 習 會 | (ハ) 幻燈及活動寫眞會 |
| (ニ) 理化學實驗會 | (ホ) 學 藝 會 | (ヘ) 展覽會及品評會 |
| (ト) 運動會及武道試合 | (チ) 音 樂 會 | (リ) 先哲追慕會 |

〔3〕職員の出張。

教育會、青年團、處女會等の集合又は講習會、品評會等各種團體の求めに應じて適當なる教員を出張せしめ講演又は實地の指導を行はしむるか、又は審査品評の任に當らしむ。

〔4〕其 他。

猶ほ前記の外施爲すべきもの種々あるべしと雖も其の一二を擧ぐれば左の如し。

- (イ) 揭示場を設け、又は印刷物を配布して社會教化に資すること。
- (ロ) 相談所を設け、農工商其の他の質問に應答すること。

第三章 成人教育

第一節 教育平等の叫び

今や世界的思潮として社會全體の福利を目的とする進歩主義は、あらゆる生活方面を支配しつゝあるのであるが、殊に近來教育方面に於ては一層著しく現はれつゝある。財の分配の公平を主張し、之を以て社會萬事が圓滿幸福に解決され得ると考へられた時代もあつたが、併し何程財産を公平に分けて見た所で、之れを利用する所の人の根本能力に非常の差異があれば、如何に均等した財の分配も久しからずして復其所有財産や、収入に差別が出来てくるであらう。そこで最も進んだ政治政策に於ては、一方に於て財の分配の公平を計る制度組織の發達を計ると同時に、又地方に於て人間としての能力の基礎となるべき知識の分配の公平を計ることが最も肝要であると云ふ觀念が近時大に發達し、其方案を考究せらるゝに至つたのである。即ち知能の分配に關する機會均等主義である。此の知識の分配の機會均等といふことは、換言すれば教育の

機會均等主義である。則ち身分地位職業階級の如何に拘はらず又老幼男女の區別なく、苟も社會の一員たる以上は、其の社會的共同生活に必要な宗教、科學、藝術、哲學其他あらゆる智徳の向上發展に關する訓練修養の利益に均霑することである。

殊に最近交通機關の發達に依つて、一般社會の智識慾は愈々増大し且つ生活が豊になつて、追々と餘暇が生ずるので、益々此の傾向が著しくなり殊に上級の學校に進み得ない事情にある地方男女青年に於ては愈々切實に感じて來た。

智識の公平な分配に依る智識慾の満足は先づ學校教育殊に義務教育の發達普遍に依つて第一歩を踏み出し、更に中等及び高等教育の發達に従ひ、略ぼ其の形態を具ふるに至るのであるが、併し此れ等學校教育だけでは未だ到底満足な結果は得られない。要するに學校教育は現在の發達した國家社會に於ては僅かに教育なるもの、半面を包括するに過ぎないのであつて、他の半面は社會教育に依つて此れを補足充實するのである。其れは學校を通じて行ふ種類の施設もあり、又學校とは全然離れて行ふこともあるが、兎に角從來行はれた學校教育とは大に其の趣きを異にした方法に於て一般人

士に向ひ教育の機會均等を計る事が必要になつて、即ち教育てふものが社會化されて來るのである。

此の意義に於て、特に丁年以上の者に向つて初等、中等、高等普通教育や専門教育、特殊教育等を受くる機會を與へ公平なる知識分配の利益に均霑せしむる爲めのものを吾人は成人教育と名づけるのである。そして其は今や進歩せる英、米、佛、獨等の諸國に於ても社會教育の中樞をなし何れも皆顯著な發達を示して居る。

成人教育にて取扱ふ問題は、大體次の様な項目に分れる。

- 〔1〕通俗講演、短期講習（學校内及び學校外に於ける）
- 〔2〕補習教育機會の利用（圖書館、博物館、動物園、植物園等）
- 〔3〕公民教育、補習教育、實業教育。
- 〔4〕初等高等普通教育（小學中學程度の晝間學校、夜間學校）
- 〔5〕専門教育（大學の延長）

以上の様な數項目に分れて各方面から活動し、先づ不幸にして正式の學校教育を受

けることの出來ない者に對し、業務の餘暇を利用して益々智識技能を磨き、一般公衆をして更に向上を望む者には男女老幼を問はず、身分地位に拘はらず、益々修得練磨するの機會を與へる。即ち消極的の意味からは救濟積極的の意味からは向上せしむる所の社會教育的施設である。

彼のニーチェは「教育の根本義は不朽の大鴻業を後世に残すべき少數偉人の育成である」といつた。之れはあまりに進化論的であり、秀才や天才的教育のみに僻した意見である。最も後世に名を残す立派な偉人育成も勿論必要である之れ等に關しては個性教育、育英教育、秀才教育等種々の方法を講じて其の目的の貫徹に努め特殊なる方法を講ぜられて居る事は勿論である。

而し今日の進歩的國民は「教育の如何は一國政治の最も適切な測定標準である。即ち政治の善惡良否は教育民主化の程度に正比例す」といふ觀念に基づいて努力して居る。殊に今日の社會の凡てが民衆の聲に據る世の中に於ては然りである。今や社會の進歩人類の幸福は、益々多數の社會人が智識、藝術、政治、經濟、宗教等一般共同生

活に加入し其の利益に均霑することに依つてのみ獲得され得るとの觀念が愈々勢力を得つゝある。

従つて教育の最大眼目は、各社會人員をして充分に其個性と可能的技能を發揮すべき實力を養ふ機會を與ふるにありと云ふことになつて來た。

即ち成人教育は此の目的を貫徹する爲めの最大機關の一として最大發達した一社會教育制度である。

第二節 成人教育の方法

成人教育の方法は學校教育の如く劃一された既定された方法を探る事は出來ない。故に之れと云ふ良案がない、その教科としては對照である民衆の程度に據るべきもので都會地と農村と、工業地と商業地と同一の教科を選ぶことが出來ないことを考へねばならぬ、大體に於て常識の養成に關するもの、公民教育に關するもの、職業に關するもの、科學に關するもの、體育に關するもの、趣味及び娛樂に關するものと云ふ風に項目を分けることが出来る。歐米に於ては現在多くは職業に關するもの、體育に關

する者が多い様であるが(後章參照)漸時智的教化を重んずるに至つて居る。この教科は必ずしも學校に於ける教科の如く系統的教育法を探る必要はない。一題一回主義と云ふ様なものは割合に民衆に歡迎されるから教育を受けたものが一回限りで完結されると云ふ様な題材を選びたい、斯くしてこれに對する注意が増して來てこの教育を受ける所のものゝ態度が進んで來れば、數回乃至は十數回に互つた所の連續的講義に入る事にし、尙ほ進んでは二三年に互り智識技能の修養を積ませる處に迄進める必要がある。

教育の場所——成人教育の場所は學校を選ぶことが最も便利である。しかし特殊な學識もあり、職業上技術を有するものに對しては小學校 乃至中等學校を利用する譯には行かぬ。これには大學なり、専門學校なりを開放する必要が生ずるのである、例へば電氣技術、機械に關する所の成人教育を施さんとする場合に於ては少くともこの電氣や機械に關する技術を指導するに足る所の教師と設備とがなければならぬ。斯かる特別なる例を除けば大抵の場合は今日の小學校とか中等學校に於て相當の成人教育を

作成と云ふやうに適宜に行つて彼れ等の實力を修練せしめねばならぬ。

教師——成人教育に於ける教師は生徒が自分達の聽かんとし學ばんとする智識技能に適する教師を選ばねばならぬ。又講義すべき範圍も注文する事が出來ると云ふのが成人教育の本旨である。都市でも、農村でも、種々の機會を利用して適當な教師を求むる様にすれば左程困難ではない、又一方法としては教師を招聘し巡回講座を開催するもよい、或は各種の學校を綜合してさうして組織する一つの施設となし、巡回教授を行ふと云ふ方法を執れば割合に容易に行はれる。

第三節 英米に於ける大學延長事業

成人教育の一種として近來發達し、偉大の効果を擧げつゝあるものは、この大學延長事業である。この事業の著しく發達して來たのは極最近十年來の事實である。其起原は英國に於て、一八六六年ゲンブリツデ大學教授ステューアード氏が勞働者の爲めに講習會を開きたるを始めとし、爾來勞働者のみならず教育ある人の間にも歡迎せられ日々の業務多忙に追はれ充分研究する所の時間を有せない爲めに、新智識を得るこ

との出來ない人々も大學教授の講演を聞くに至つた。之れを大學擴張と名づける様になつて其の効果大いに上り、オックスフォード大學に於ても益々其事業を擴張する様になり、既に今日のやうな隆盛を來たしたのである。北米合衆國にては一八八七年大學擴張運動が興り遂に一八九〇年ファイラデルフィア市に大學擴張中央部さへ設置され頓に隆盛に趣いた、現今では米國が最も盛で擴張事業の範圍も廣く現にウイシコンシス洲一洲でさへ、其の洲立大學を通じて大學延長事業だけに費す金高は年々八十五萬圓であると云ふ。以て如何に盛大であるか々解るではないか。

獨乙に於ても亦、大學が一般人民の教化に其の力を用ふるに至りたると、英米大學の刺激と社會文化の頗る發達せる結果として中流以下の人々の間に智識を求むる心が強くなつた結果により、この事業に力を注ぐやうになつたのである。

尙ほ歐米に於ては只大學教授のみの活動ばかりでなく、大學々生も大學教授に倣ひ又學生會を組織し、相互の智識交換親睦を計るの外冬季夏季晝間夜間を利用し勞働者の爲め地方青年の爲め講演會講習會を開設し、又は出張をなし指導をなすに至つたの

である。

この延長事業は未だ一定の教科目も定義もないが、種々の名稱の下に歐米の諸大學で部分的に行はれて居る。其の種類としては、通信教授、分教場教授、俱樂部教授、通信顧問教授、讀書指導、講演會、實地説明教授、觀覽教育、商人短期科、教員訓練科、社會奉仕科、講習會、會議教育、通信相談、都市問題農村問題顧問、圖書館、小包文庫、討論會教育、文學會、社會中心會、地方的藝術助長、兒童保護、職業紹介學校教育指導等がある。

第四節 初等及中等成人教育

成人教育は専門教育以外に初等程度及び中等程度の普通教育や實業方面の教育をも包含されてゐる。そして不幸にして學齡期を既に過ぎ、未だ此れ等の教育を受けることが出来なかつた人々の爲めに、特に晝間又は夜間彼れ等の業務の餘暇を利用して希望の學科目や課程を修得するの機會を與へるのである。此の教育の比較的進歩して居るのは米國である、市俄古市に於ては成人中等學校(正科中學部、商科、工科)入學資

格を制定して晝間夜間の成人教育學校の附設をなし相當の月謝及實業科に就ては其の費用等を徴收して居る。又大工場内には晝間工業學校あり、女子にも同様女子晝間學校がある、殊に大なるホテル等になると旅館内にも成人學校が設けられて相當職業に就きながら向上の途を講ぜられて居る。此れ等の特殊學校では、正式の初等教育ではなく各場合の必要に應じて適當に初等及び中等程度の科目を混合して授ける。

昨年中市俄古市に於ける中等成人教育を受けたものは男子一六、六四九人、女子一六、二四三人で初等成人教育を受けたものは男女合計で五二、七〇四人の多數に上つて居る。實にすばらしい勢で凡ての階級の成人教育を施して居るのである。

第五節 日本に於ける成人教育

我が國に於ては從來各地方に於て種々の公開講演や短期講習を開催して、教育に係あるもの並に一般公衆に對し學校内外の社會教育を施して居つた。併し全國又は各府縣を通じて統一ある組織立つた施設はなかつたのである。大正八年以來文部省に於ては帝國大學及び直轄學校十五校に社會教育委員を依頼して社會教育公開公演並講習

會の開催ありしも、こは極めて小規模ではあるが全國的に行はれて相當功績が表はれた、主として現代思潮に對する正當なる批評善導、趣味の向上、科學智識の普及獎勵、職業指導及び生活の改善等に關する事項を主要題目とし、其の他地方の狀況に照らし社會教育上適當なる事項を選択して講演せしめたりてなく、之れに附帶して展覽會、文藝會等の事業を行ひ社會一般から非常の好評を以て迎へられたのである。大正九年度に於ては更に擴張して學校の數をも増し學科目又は講演内容も吟味して計劃施行されたのである。今其の一二を例示せば、

- 一、京都帝國大學（二日間）
 - 天地開闢論 新城理學博士 歐米巡遊中の所感 齊藤工學博士
 - 體質と職業 戸田醫學博士 國家上科學の應用 青柳工學博士
 - 一、奈良女子高等師範（二日間）
 - 家庭園藝 豊田教授 生活改善の根本義 蜷川教授
 - 家庭に於ける小供の教養に就て 桑野教授

- 一、新潟醫科專門學校（二日）
 - 眼病の遺傳 熊谷教授 乳兒と牛乳 林 講師
 - 一、東京高等工業學校（二日）
 - 家庭に於ける電氣化學工業 加藤教授
 - 一、小樽高等商業學校
 - 國際聯盟批評 武田教授 工場管理法の進歩と 國松教授
 - 一、上田蠶絲專門學校
 - 蠶絲業と化學 井上教授 蠶の病氣は如何にして出來るか 佐藤教授
 - 絹織物に關する歐米旅行土産 石倉教授
- 大正十二年に於ても文部省に於ては諸外國の先例に鑑み、且つ從來我國に於ける實施の結果に徴し、此れを一層統一ある組織とし、特に正規の學校教育を受け得ざる一般成人に對して講座を設け、一定の學科を比較的長時間に亘つて受講するの便宜を得させようと劃策し、そして先づ其の試みとして東京に於ては商科大學にて、大阪に於

ては外國語學校でと開催の交渉を進めたが何れも心良く此れを引受けたので此れ等二ヶ所に於て其れ／＼特色ある成人教育講座を設置するの運びとなつたが不幸にして大震災の結果、東京の方は校舎全焼した關係上止むなく中止されて、大阪外國語學校に於てだけ實施された、そして大阪に於ける試みは非常に一般公衆から歡迎され熱心なる聴講希望者が多く、其の採用選定に苦しんだと云ふ状態であつた。其の實施方法次の如し。

一、時間及回数——職業者の事情に鑑み、休祭日及び夜間に於て一回約三時間とし十回繼續開催（合計三十時間）。

二、會場——大阪市天王寺、大阪外國語學校。

三、學科——思想善導に關する事項は共通學科とし其の他次の四科目中より其の一を選択すること。

(イ)商業に關する事項。

(ロ)經濟に關する事項。

(ハ)貿易殖民に關する事項。

(ニ)地理に關する事項。

四、講師——大阪外國語學校教授其他専門家囑託。

五、聴講者——商工業其の他實務に従事し、中等學校の學科課程を了へざる一般成人中熱心なる希望者より選擇す。但し年齢滿二十五歳以上の男子に限り一科目毎に壹百名。

六、聴講料——無料。

七、講義要目（一部分を記し参考となす）

(一)商事要項（受講者 百參拾九人）

銀行の話（四回十二時間の豫定）

第一、銀行の觀念

第二、普通銀行の業務

(イ)當座預金、附當座小切手、手形交換所。

〔1〕預金 (ロ)特別當座預金。

(ハ)定期預金、(ニ)其の他の預金。

〔2〕貸出

(イ)貸付(當座貸越、コールローン、定期貸)。
(ロ)手形割引、附約束手形、爲替手形。

〔2〕爲替、附信用狀、外國爲替。

第三、信託業務及兌換券

(2)經濟通論(受講者數百六十二人)

第一、總論

〔1〕經濟の意義、經濟學の對象。

〔2〕經濟思想に關する學派。

〔3〕欲望、財貨、

〔4〕効用、價值、價格。

第二、生産論

〔1〕生産の要求。

〔2〕生産の組織方法。

第三、交換論

〔1〕交換、幣。

〔3〕信用。

第四、分配論

〔1〕所得の種類。

〔2〕分配に關する諸態様。

〔3〕社會政策。

第五、消費論

〔1〕消費と生産との關係。

〔2〕貯蓄。

(3)支那事情(受講者數六十九人)

〔1〕支那の現状。

〔2〕支那と日本との關係。

〔3〕支那人の衣食住狀態。

〔4〕北京事情。

〔5〕支那の貨幣。

〔6〕支那人の特性。

〔7〕支那に於ける文化事業。

以上は大正十二年度大阪外國語學校に於て催された成人教育講習の情況である。此れは即ち成人教育中の大學延長事業に屬する者であつて、前述した通り近來英米兩國に於ては非常に發達して居るものである。この結果は良成績で終つた、これに依つて一般人士の成人教育に對する社會の要求は益々強くなつた。

文部省社會教育課に於ては大正十三年度は吳市、神戸市、に開催され續いて大阪及び福岡に於て開催せんとするもので、其科目は主として商工業に關するもの及び法律、

經濟、衛生、農業、外國語並に思想に關するもので成績頗る良好であり且つ一般の要求も多いので、之を擴張し各地に漏れなく開催せんとするの意嚮を有し、斯くて十四年度豫算に於て三十萬圓を要求する處となつたのであるが、右は時代の要求でもあれば削減を見る事もあるまい之れが實施されるに至つたならば、民衆教育の上に大なる好影響を齎すことと思はれる。

第六節 本縣に於ける成人教育の試み

近時歐米に於て成人教育に意を注げるを見るや何等かの方法に於て初等中學教育の延長的のものを施設せんと、大正十一年度に於て十箇所に主として農村にある青年處女に試みた。其の催の報ぜらるゝや願ひ出づる者多數に上り、其の採用選擇に苦しみ遂に一箇所に百名を限定し聽講を許可することにした。結果見るべきものあり引き續き之れが實施の公開は要求せるも之れに充つべき充分の費用なく大正十二年度にては中等學校が主體となり、奉仕的に彼れ等の要求を満足せしむべく施設をなしたのである。以上兩年度の成績顯著なるに鑑み大正十三年度に縣費の五百圓を支出してこの成

人教育の爲め補助を與ふることになつた。少くも此の結果は千五百餘名の中等教育程度の特種學科に對する成人教育修了者を出だし得る事と思ふ今本縣に於て實施せる大要を左に記さん。

〔1〕講習員——地方青年處女會員で尋常又は高等小學校を卒業し、補習教育を受けたもの（一ヶ所約百名）

〔2〕學科目——先づ國家觀念涵養上第一に國民道德を説き、次には町村自治體の一員として自治行政を了解せしむること。主として講習員は農家の子弟である關係上農業に關する智識即ち産業改善策を説き、且つ今日一般社會に處する上より時代思潮として社會生活の概念を收得せしめたいとの考へから科目を修身、行政、農業、社會の四科目を青年講座に選び、尙ほ處女に對しては多少農家の婦女子として心得べき家庭園藝、作法、家事を授け男子の産業と法制を省いたものに變る科目として課した。外に青年には競技、處女には音樂を毎日約三十分宛課した。

〔3〕期間——凡て四回四日とし一日五時間合計二拾時間とす。

〔4〕講師——當該學校職員及び縣吏員。

〔5〕會場——縣下全般に亘り行はんとの計劃故地方的に案配して中等學校を會場に充つ。

〔6〕講義要目。(該要目は大垣高等女學校にて開催のもの)

(1) 國民道德(五時間於處女講座) 大垣高女校長 松野校長

〔1〕國民道德の意義。〔2〕國體と國民道德。

〔8〕武士道の發達。〔4〕儒佛二教の武士道に對する影響。

〔5〕家族制度及祖先崇拜。〔6〕忠孝一本。

〔7〕外來思想と吾人の覺悟。〔8〕婦人問題。

(2) 家庭園藝 安八農林教諭 西川豊三郎

〔1〕自然美と家庭園藝。〔2〕園藝の意義と分類。

〔3〕岐阜縣の園藝。〔4〕家庭と蔬菜。

〔5〕家庭と果實。〔6〕家庭と花卉。

〔7〕家庭と盆栽。〔8〕家庭と園庭。

〔9〕家庭と園藝加工品。〔10〕文化的家庭と園藝品料理。

(3) 生活改善を基調とせる家事概説 大垣高女教諭 和田たけ

〔1〕文化生活と生活改善。〔2〕生活改善の基礎的要件。

〔3〕衣服の改善。〔4〕食物の改善。

〔5〕住居の改善。〔6〕一家の改善。

(4) 社會生活 縣社會教育主事 田中七三郎

〔1〕社會組織。〔2〕社會生活の分類。

〔3〕家庭生活と社會生活。〔4〕生活改善に就て。

〔5〕衣食住の改善方案。〔6〕社交禮儀の改善。

〔7〕今後の家庭生活。〔8〕家庭社會の婦人としての覺悟。

(4) 音樂 大垣高女教諭 小田島豊治

〔1〕講話……〔1〕婦人と音樂。〔2〕兒童教養と音樂。〔3〕家庭と音樂。

青年講座	廿一日間	五〇	理科、修身、經濟	本巢中學校
農業講座	三日間	六〇	農業、	安八農林學校
農業講座	五日間	一〇〇	農業、經濟	岐阜農林學校
夜間講座	每週三日宛	六二	夜間二時間宛 數學、英語	惠那中學校
處女講座	四日間	五二	農業、家事	可兒實業學校

八、講習員の感想、

本巢中學校で青年團員の學術講座二週間開催した終りに受講生の感想を徴した所、何れも同じ様に今日のこの施設が智識慾に憧憬して居る青年にとつては何よりの幸福であり慰めであつたか知れない、中等學校の門を潜るべく恵まれて居なかつた人々がこの講座によつて色々の便益を與へられたこと、智識の向上を計り得た文化的施設は實に有難かつた。毎年種々の學科につき農閑期に開催さるゝ事を希望するといふのが多數を占めて居た。

又私に宛てゝ多くの青年から來た手紙の中に次の様なことが書いてあつた。……前

……略先生私は片田舎の農家に生れた青年で家には両親と私と妹の四人暮して家産と云つては多くなく、只六反餘の田畑あるので自作して副業に蠶を多少飼育して居ます、私は小さい時から勉強がすきで小學校では自慢の様ですが八年間ずつと一番でした。尋常卒業の時に同じ區の友人が中學校へ入學した、私も自家の事狀を考へないで両親に行くことを頼んだが許可されなかつた。其の時、私は學問は財産に依つて制限を加へられるものか教育は平等だと云はれて居るが、貧しい爲めに目的は達せられないことをどんなに残念に思つたかしれません、高等小學校に入學し、卒業後は村の農業補習學校へ二年間通ひ、其れから後も中等學校の講義録を取つて其の友人の中學卒業まで続けそれから私は岐阜に出る毎に必ず一冊宛安ポイ本を買つて懐にして歸る事がうれしかつた、何とかして傍に建設された中學校で中等教育の實際の模様を見たいと思つた、折に縣主催で智識方面の、青年の爲めになる講座が開かれたので、早速四日間岐阜縣内で一番だと云はれて居る本巢中學校で受講することが出來た、私には初めの月か何となく待ち遠かつた、其の日になつて愈々登校すると係員の方が何くれとなく

世話をして下さる、私は校内を一巡した、こんな學校で勉強する友達は實に幸福だな……中略……四日間の講習を受けて學校の色々な器械道具は私共の爲めに全部開放された、私は常からの望みが達せられた……この様な感じを持つものは私獨りではなく、この様な講習に出席する大部分の人はそうだと私は思ひます……略す……實に今日は有難い世の中である。富が底くて農事にいそしんで居る私共の様な青年にとつては之の催しがどれ丈けの効果を齎らしたか知れない、實に教育の民衆化はこの様な施設であると思ひます。年と共に數を重ねて不幸な私共の農閑を利用して導き下さい何時でも受講者は出來ると思ひます……略す……

如何に彼等青年をして教育の機會均等、今日の文化施設が良結果を齎らしたか伺はれる、又今日の青年處女は機會ある毎に智識を得んと努めて居る。私共の計營して居る小さな雑誌の原稿を見ても毎號數十人分の文品しか掲載することが出來ないのに常に數百通の投稿がある。如何に今日の若い人達には智識に對する慾求心が向上されたか伺はれる。

第四章 職業指導

第一節 職業指導の趨勢

職業指導は最近十年間に起れる新しい傾向である。英米獨ではすでにこの方面は實施されてゐる、米のボストン市では一九〇七年フランクパールソン教授に依つて市役所内に職業相談所を設けられたのを嚆矢とし、一九〇九年には一管理者の任命があつて種々の職業に關する智識及び産業上の統計を輯録した、これは教育的機會を發見する必要に應ぜんが爲めであつた。この相談所が實業家、教育家、社會事業家の興味を惹くこととなつて、同市では學務委員は職業案内委員を任命し渡世法の重んずべき事を學校兒童、父兄教員に宣傳して小學校卒業前には職業講義さへ聽かせ、尙ほ委員は各種職業のカードを作り、廣く一般にも知らせ漸時其成績は舉がり遂に相談所職業案内委員、職業評議員は家庭又は學校と商店又は工場との間の仲介者となり、學童父兄の興味を喚起して青少年をして一生涯に亘りて最良の機會を捕捉せしめ、併而青年勞

働者をして一時的僥倖を期する仲間に入るを防ぐに至つた。かゝる職業指導機關の完備すると共に、職業準備教育をも力説するに至り一方多數の報告書を出版して職業の性質を明にした。一面には指導者又は相談者に對し大學の夏季講習に於て之れに關するコースを開いて職業指導の必要なる事を一般に知らしめたのである。我が國に於ても二三年前から之れに意を用ふるに至つた事は遅れ走せながら喜ばしい事である。

第二節 職業選擇と職業指導

時代は益々進歩し、單純なる職業より漸次複雑を加へ、科學の進歩は益々分業の世となつた。この職業分岐の甚だしきときに當りては、職業選定の問題は各個人にとりても又社會全體にとりても極めて重大なことで、若し職業選定の當を得ない場合は、社會國家の爲めに重要な職業にも適材がこれに従事すること少く、徒らに低級の人物のみの集まる所となり、職業需給の平衡を得ることは困難となるのである。今日一般人士の職業選定を見るに多くは其職業外觀的安易、所得の高、名譽、社會の尊重を主として居る。殊に青少年は衆人美望の的となる職業を理想として進むことがある。其

の他社會的趨向によつて職業を選定することは個人又は國家社會の經濟的見地よりして損失の甚だしきものである。

よろしく職業選定には個人の稟賦才能によらねばならん、この稟賦才能は自己自覺と他人の觀察に依つて判定することが出来る。これは相當の歳月を要するので茲に於て職業準備教育の必要が生じて来る。各方面の經驗と見識とを得之れを指導し觀察によつて判斷を施さねばならない。

世には個人の性格人物等を漠然と見て某職業に適せしめんとするが常識ある人としては誰しも能ふところであると同時に極めて不精確を免れないのである。然らば科學的に選擇の根據なきかに對してはこれ實に疑問であつて、職業選定の困難な次第である。第一に人は各自の個性を有すること、一は現代社會の職業が極度に複雑であること、こは選定の根本的困難な原因であるが、尙ほ其の他特殊の事情も多く即ち(一)早く職業を決定すること、(二)子弟の職業が父兄の意志に左右せらるること、(三)早くより専門的に傾くこと、(四)社會的潮流に迷はさるること、(五)人員過剩の爲め自己の希

望を満たし得ざること、(六)適當の職業あるも準備の不足の爲め就き得ざること等である、この困難を打破し、職業の自由を得ると云ふも自己の身體的方面と精神的方面の考察も頗る肝要とするのである。前者は一般人にも解せられ易い爲め、これに關しての考慮を加ふることは人のよく知る所であるが、後者に於ては無形のものである故に甚だむづかしい。現今飛行機乗り、爲替貯金局の事務員、電車の車掌等は心理學者の鑑定によつて適不適を定めらるゝものであるとされて居る。

斯く考へ來れば、實に職業に就く迄には十二分の注意が必要である。故に職業を指導する其の任に當る者は重大なる責任を有する者で、やがて個人否國家社會に大關係を有するものである事を考へねばならぬのである。

第三節 教育の本質と職業指導

教育の目的が有用なる人材を養成するにあると云ふことは古往今來變りはない。而して其生活は職業と又離るべからざるものである。然らば教育の眞の目的は最も優れる人格のもとに其個性に適應した何等かの職業により、何等かの生活形式による具

體人を養成するものでなくてはならぬ。即ち本質已に教育を重要なる職業指導の必然性を持つて居るのである、又之を教育に關する主義や學說の變遷に觀ても、普遍から特殊へ抽象から具體へとすゝむ文化進展の一般的法則に支配されて、教育の目的も亦自ら年と共に特殊化し具體化するの傾向があるのである。

思ふに教育の目的に關しては古來異說百出紛々として殆んど歸一する所がない様であるが、要するに教育は客體の成長、發達を助長することであるから先づ個人に着眼することになるのは自然の結果である。しかし個人は社會を離れて存立することは出來ないから、一は個人としての一般的修養形式的陶冶に重きを置き、他は國民として社會人として、はた公民としての實務的修養にも重きを置かねばならぬ。此の二大見解は時代と人により論駁止むとがなきが、現今我國朝野の間にて高唱されて居る。公民教育は云ふに及ばず自由教育藝術教育の如きも、只教育の基調を兒童中心に置くと云ふだけで、之が目的は飽く迄も社會人と云ふ立場を離れて居ない、其の他國家主義的教育と云ひ、勤勞教育と云ひ、作業教育と云ふも要する所異名同體たるに過ぎな

い。斯くの如く現在教育思潮は、其の特殊化の程度に於て到底往時の比ではない、即ち教育思潮の歸趨から見ても亦教育の職業指導化は當然の歸法でなくてはならないのである。

第四節 學校教育と職業指導

職業指導と教育の根本との關係已にかくの如しとせば、程度範圍の差こそあれ、凡ての學校教育に於て職業指導を取り入れねばならぬことは云ふ迄もないことである。然るに我國の現状は専門教育或は職業教育に於ては相當指導方面には關係はあるが、普通教育、補習教育に於ては具體的な職業とは全然別物であるかの如き感を抱いて居る。近時學校の社會化、教育の實際化が叫ばれ、普通教育の艱裝が大に實生活に近づけられた様ではあるが、餘りに聲大にして實副はないではないか、理想に走りて、實際化施設を怠り其のよく之れをなすものありとしても尙ほ且つ公民とか社會とか云ふ極めて抽象的な觀念のみに支配されて居る。だから『學校を出ても役に立たない』と云ふ嘆聲は社會到る處に聞こゆるのである。かゝる有様では何れの日か職業指導の教

育的價値が認めらるゝであらう。しかし一面已に専門教育、職業教育、補習教育の價値を認め、他面公民教育、學校の社會化が力説せられて居る以上、我國の教育が職業指導化に徹底すべき可能性を充分に有する者であると考へることが出来る。

斯く職業指導が已に理論上學校教育に攝取せらるべきものとすれば、如何なる過程と、如何なる方法とを以てするか、換言すれば之が實施案を如何にするかと云ふ問題が起る。

之れが教育者として考究を要する點である。

職業指導が學校教育に取入るべき必要なることは前述の如くであるが、如何に之れを取入るべきか實施すべきか問題で、合衆國では八年制度の小學校の最後の二ヶ年即ち我が高等小學校以上中等學校に於て指導するのが適當だと云はれて居る。勿論學者に依つては幼稚園からなすべしとも、又反對に小學校卒業迄之れを課するは不可能だ等云はれて居るが、我が小學校令第一條にも已に『其の生活上必須なる普通の智識技能を授くるを以て本旨とす』と明記されて居る點からすれば小學時代から必要であ

ると思つてよい。現今小學校に於ても實際に職業指導てふ名目はないが、卒業の際に兒童の個性智識才能によつて上級學校に進む場合の選擇上加味されて居る事は事實である。そこで小學校時代から之れを行ふとすれば、職業指導上の實施方案、學校本來の性質上、初等普通教育並義務教育としての立場から考慮せられなくてはならぬ、これには校長初め教師の職業指導に對する理解と修養とが先決問題であつて、如何なる名案も良法も指導者其の人を得ざれば反つて効少くして弊多きに陥るのである故に、第一に職業指導の準備として職員の修養をなし、而して綱領主目的として職業に對する準備的指導、副目的として職業の選擇、就職に對する指導並に就職後の進歩發展に對する指導方針を定めて其の實施方案としては、

- 〔1〕兒童の個性調査表の作製（精神考查表、身體検査表）
- 〔2〕教授訓練の職業指導化。
- 〔イ〕兒童の興味を中心としての各科教授の實生活への接觸。
- 〔ロ〕國家社會的生活並に職業に關する具體的講演及び講義。

- 〔ハ〕兒童實際的活動の獎勵。
 - 〔ニ〕職業指導に關する展覽會の開催。
 - 〔3〕教具設備の職業指導化。
 - 〔イ〕日常生活に必要な標本器械類の蒐集製作。
 - 〔ロ〕教授用實驗器械の購入並に利用。
 - 〔ハ〕教室其の他適當の場所への職業に關する圖表及統計表の備付。
 - 〔4〕博物館、動物園、農園、品評會、工場、商店の參觀と利用。
 - 〔5〕各種職業吏員との連絡。
 - 〔6〕兒童將來の方針決定（職業選擇）の相談（父兄其他）
 - 〔7〕卒業後の指導。
- 之れ等によつて個別的指導を中心としての學級的或は學年的指導に考慮して、學校の職業指導化を行つたならば、今より以上學校教育の上に多大の効果を擧げ眞に教育の徹底を計り得る事となるのである。

第五章 青年團の教育

第一節 青年團體の沿革と振興

一、青年團體の起原

今日我が國到る處に於て青年教育の必要をのべて居るが、一體青年團體なるものは如何なる歴史的發達をなしたものを調べて見たい。併し其の説は區々になつて居るのであるが先づ之を総合した事柄について述べて見よう。

今日の青年團は昔の若連中、若中組、若い衆又は若徒等の稱呼を有つて居つた團體であると云はれて居るが、其れは形體上の事であるその精神に至つては餘程異つたものであるらしい。之れが起原に關しては右の如く云はれて居る。

一説に依ると若連中は頼朝公時代の創設であるらしい。公は天下を平定し國家統治の根底を作らんと種々の策を立てた、先づ多くの軍勢を得るために農兵を募集したが風雲の機を待ち構へて居たもの、我先にと集まり來り遂に天下を平ぐるや多くの軍兵

の中農家の子弟などで一時鋤鉞を抛ちて兵馬の事に馳せ加はつた連中の後始末をつけるに閉口し、茲に一策を起し鎮守の社を各地に創設せしめた。勿論氏神を祭ることは公に始まつたものではないが其數を増加した、そして氏神として祭るものが無かつたときは八幡宮を祀らせ農兵を其神社に附屬させた、若連中の名前は此の附屬農兵の仲間と與へた名稱らしい。若連中と神社がつきものになつて居るのは蓋し之が爲である。

又他の一説には若連中は全く農村限りの徴兵法で連合村の安寧を妨げるものがあらば之を防禦せねばならぬから、それで若者を選出して兵隊を作り、頭があつて之れを統一し自分の村の娘が他村の若者に辱かしめられたとか、或は襲撃を受けて自分の村の若者が侮辱されたと云ふ場合にそれに對して又復讐に行くと云ふ様な事とか、又外から遊民小賊などの侵入する様なことがあるれば武器を執て之を防禦した、若連中は此の中間に與へられた名稱で鎌倉時代どころではない、遠き昔から存在して居つたものであると、如何にも最もらしいやうな説でこの様な歴史を持つて居るものなれば實に

喜ばしい事ではあるが、只良い様な歴史をつけたものの様で確實なものではない。兎も角も、此若連中なるものは早くから一つの團體として存在して居つた事は事實である。そして此れ等の若中連と云ふものは維新以後には實につまらない事をなして居つた即ち。

- 一、祭日には神輿を昇ぎ屋臺を引き廻つて居つた。
- 一、盆會には盆踊をなし二三日間は毎夜十時頃から翌曉まで男女混交にて盛んに風紀を紊した、又他村迄盆踊に行つて遅くなり翌日の家業の差支が多かつた。
- 一、良家の子女で盆踊りに出ないものがあれば之を呼び出し、又は暴力を以て引出し甚しきに至つては河中に之を投ずるやうなことをした。若し之を告訴すれば何時迄も復仇を續けて轉住の止む無きに至らしめた。
- 一、若者が賭博毆打等をなして檢舉せられんとする時は團員打揃ふて之を逃れしめんと圖つた。
- 一、各字の團員は常に嫉視反目して盆踊その他の時には喧嘩をなすことを例とした。

一、婚儀其他の祝ひ事ある時は祝儀をねだる。若し之に應じなければ暴行を加へた。

一、毎夜一定の遊宿に集合し野卑なる三絃や笛を弄び猥褻なる俗歌を歌ひ淫亂なる雑談をなし喧嘩の自慢話をなすを例とした。

- 一、冬季には賭博又は之に類似の遊戯をなすを無上の樂みとした。
- 一、仲間に加はる時、又退く時には酒宴を開くを例とした。

以上の如きことを舊慣として居つたのである。勿論今日の青年の如く教育はなく只野獸性の如き状態で血氣盛りの若者をなすまゝに全く放任されて居つたから。團體の勢力を何よりの恃みとして此の様な我儘放埒を働いたものと思はれる。故に村民からは歓迎されるではなくて、寧ろ五月蠅ものだとして手を觸れなかつたのである。

二、青年團體の自覺

此等の若連中の中でもはつきりとした自覺心を以て其市町村の公益事業の爲めに盡すと云ふやうな考はなかつたが、唯何となく若者が集まつて互に親睦を計ると同時に村の世話をする、村の面目を維持して行くを云ふやうな譯の者となり。即ち私の性質

のものが公の性質を持つやうになり、私的の團體が公的の團體となり。中に其の名稱を改め内容を整頓して舊來の陋習を打破し、健全なる良習を建設しようと企て、遂に青年夜學又は地方の風化農事の改善から軍人の後援に至る迄之を實行する様なものが出來た、日清の役には殊勝にも恤兵品の寄贈や軍資金の献納又は慰問をなしたのである。下つて日露戰爭半ばの頃からして従事者を出す、送別會をする、家族の世話をす、日露戰爭など、云ふと兵員を要すること餘程多い、それで又戰病者も多い、それが家族の世話をす。或は戰死者の所を廻つて耕作すると云ふ様に色々仕事をして居つたものであるから其慣習上遂に今日の様に市町村の事業の爲に色々の方面に向つて活動する様になつた。即ち彼等青年の頭には義務として市町村の爲めにせねばならぬとの觀念を起すに至り即ち公的になつたのである。

三、青年團に對する當局者の着目(其の一)

明治三十八年の秋帝國教育會の總會には久保田文相は次の様な演説をされて居る。

「近來各地方の青年の風儀に關しては一面には甚だ憂ふ可きものがあるけれども、一面

には甚だ喜ぶべき現象を認むるものがある。即ち舊來各市町村には若中組、又は若連中など稱する青年の團體があつて、その風儀行動は往々粗暴卑猥に流れて居つたのであるが、近時教育の普及に伴ひ此等團體中には新たに規約を改訂して地方風儀の改善を圖り、農事の改良を企て、既に善く之を實行するものもありて、戰時中には大に國民精神を振興したと云ふものもある。各地の青年團に此の如き情況を現出せるは極めて喜ぶべきことであるから、將來益各地に普及發達せんことを切望する云々」であつた之れが國として當局者として青年指導に着目した第一歩である。

翌明治三十九年一月には文部省普通學務局長から左の通牒を各道府縣知事に發した『近來各地方に於て風儀矯正智徳の啓發體格の改良其他各種公益事業の補助等を目的とする各種青年團體の設置を見るに至れるは、通俗教育上に於ても其効果尠なからざることを存候に付其の發達を遂げしむると同時に若連中等の青年團體に於ても其弊習を排除し有益なる活動をなさしむる様適宜誘掖指導相成度候』と愈公的に青年團體を認めらるゝに至つたのである。當時内務省地方局からも時局地方經營資料、地方自治

の指針、時局記念事業の概観などの文書を續發されたが之れ等の文書中にも毎冊青年團體の記事を掲げて之が施設獎勵を加へられて居つたのである。これよりして青年團體の聲囂しくなり全國各地に青年團の設立を見るに至つたのである。四十三年五月には名古屋に於て關西府縣聯合共進會の開設された時に地方から青年團體が觀覽に多く出かけて來た、之を機とし全國青年大會の開會を見るに至り各地から代表的の青年等集合したものに三千五百人もあつたと云ふことである。

其の後文部省は補習教育の方面から、内務省は自治訓練の方面から成績優良なる青年團體を表彰した、即ち明治四十三年に八十二、翌四十四年に五十四、大正三年に四十二團體に付き何れも當時青年團の性質よりして、補習教育優良なる廉を以て選奨した。以て益々其の實績を挙げしむることに努めた。

然るに大正三年七月には前古未曾有の歐洲大戰の緒を開いた、當時陸軍省軍務局長であつた(當時少將)陸軍大將子爵田中義一氏は職を辭し歐米に遊び親しく英米佛獨露等の青少年の團體的訓練並其教育狀況等を視察し歸來後我國青年團振興の必要を力説

せられた、而し文部内務兩省に於ても亦青年團に對し何等かの形式を以て其の團體の本領を明にし、其の嚮ふ所を定むるの必要を認めて居つた。歐洲戰亂は益々漠大となる、政府當局も愈々切實に青年團振興の急務を感じたのであつた。

四、青年團に對する當局者の着目(其の二)

斯くて新時代は益々青年教育の必要を感じ遂に大正四年九月十五日を以て内務文部兩大臣より左の訓令を發し又兩次官よりも設置標準に關し通牒を發した。

内務省

文部省 訓令

北海道 府縣

青年團體の設置は今や漸く全國に洽く其の振否は國運の伸暢地方の開発に影響する所殊に大なるものあり、此際一層青年團體の指導に努め以て完全なる發達を遂げしむるは内外現時の情勢に照し、最も喫緊の一要務たるべきを信ず。

抑青年團體は青年修養の機關たり其の本旨とする所は青年をして健全なる國民善良なる公民たるの素養を得しむるに在り隨て團體員をして忠孝の本義を體し、品性

の向上を圖り體力を増進し、實際生活に適切なる知能を研き、剛健勤勉克く國家の進運を扶持するの精神と素質とを養成せしむるは刻下最も緊切の事に屬す、其の之をして事業に當り、實務に従ひ以て練習を積ましむるもの又固より修養に資せしむる所以に外ならぬ。若し夫れ團體にして其の嚮ふ所を誤り施設其の宜しきを得ざることあらむか、當に所期の成績を擧げ得ざるものならず、其の弊の及ぶ所測り知るべからざるものあらむ、故に地方當局者は須く此に留意し地方實際の情況に應じ最も適實なる指導を與へ以て團體をして健全なる發達を遂げしめむことを期すべし。

大正四年九月十五日

内務大臣 法學博士 一木喜徳郎

文部大臣 法學博士 高田 早苗

茲に於て青年團體の本質も明瞭になり、從來迷ひつゝあつた修養團體なるか事業團體なるか、明になつた、従つて其嚮ふべき進路も定まつたのである。我が帝國青年の眞に目覺めて以て國民的修養に奮勵することになつた。本訓令發布後は地方の實況に

應じ地方長官は其の趣旨を承り更に道府縣訓令を發して其普及徹底を圖り、以て時代の變遷と時勢の要求とに依る自覺を促した。

又前記訓令の發布と同時に青年團體の組織、設置區域、指導者援助者、經費等に関する事項に就き兩次官から左の如き通牒を發した。

青年團體に關し今般内務文部兩大臣より訓令の次第も有之候處右團體の組織設置區域其の他に關しては大體左記標準に依り指導相成候様致度尤も此の際強て遽に該標準に據らしめむとする儀には無之候に付其の邊に就ては十分御留意の上深く地方實際の情況に鑑み其の宜しきを制せしむる様御指導相成度此段及通牒候也

大正四年九月十五日

内務次官 久保田 政周

文部次官 福原 鑠二郎

青年團體設置に關する標準

一、青年團體の組織。

青年團體は市町村内に於ける義務教育を了へたる者若は之と同年齢以上の者を以て組織し其の最高年齢は二十年を常例とすること。

二、青年團體の設置區域。

青年團體は市町村を區域として組織し土地の状況により部落又は小學校通學區域等を區域として組織し若は支部を置くことを得ること。

三、青年團體の指導者援助者。

青年團體の指導者には小學校長又は市町村長其の他名望ある者の中に就き最も適當と認めたる者をして之に當らしめ市町村吏員、學校職員、警察官、在郷軍人、神職、僧侶其の他篤志者中適當と認むる者をして協力指導の任に當らしむること。

團體員にして團體員たるの年齢を過ぎたる者は團體の援助者として其の力を竭さしむること。

四、青年團の維持。

青年團體に要する經費は努めて團體員の勤勞に依る収入を以て之を支辨すること。

今迄私的であつた青年團も公的となり其の本質と其の目的とを明にし而して本來の使命を完うすべく活動の舞臺に出たのである。此の當時は雜然として其の區域の如き維持法の如き一定の方針なく殊に年齢になると實に様々であつた。目的方針も明かでない従つて常軌を逸するものも尠くなかつたのであるが。此の訓令と通牒により其の組織を整へ、隊伍を正し、而して亂れたる歩調も漸時揃へて來た、そして外形も整へ其の本分である修養方面に力を注ぐに至つた。

人生ある間常に修養が必要である。殊に心身發達の關係又は次代國民たるの素質をつくる關係上、青年時代が最も重要な修養時期である。右の訓令の精神も第一に青年團體は修養の機關なりと示されて居る、故に如何なる事業をなすとも、其の事業たるや皆青年各自の修養といふ目的の爲めになすので、事業其のものゝ爲めに爲すのではない。即訓令に所謂「其の之をして事業に當り實務に従ひ以て練習を積ましむるも又固より修養に資せしむる所以に外ならず」とあるは此の趣旨である。即ち青年團體は修養の機關也といふ大方針が茲に確立したのである。茲に於て青年團體は事業團體に

あらずして修養團體なりとの理由が明かとなる。而して青年團に於て修養する本旨は何ぞといへば、青年をして健全なる國民善良なる公民たるの素養を得しむるのである。其の素質を得しむる爲めに基本的の教養を爲さしめるのであつて、其の鍛練修養は忠孝一本の我國道徳の根本を體得し徳性の涵養、智識の收得殊に實際生活に適切な知る能を研くこと、體力の増進を計ること之れが根本眼目である。この精神のもとに大正四年から七年に亘つて着々歩を進められては來たが未だ十分とは云へない、即ち形式的であつて只外形のみに腐心して居つて内容の充實が思はしくない、それ故大正七年五月三日に青年團の内容を整へ内外何の障りもない立派な青年團にせんとて再び内容充實の左記訓令が出たのである。

内務省

訓令

北海道府縣

文部省

青年團體は青年修養の機關たり、曩に其の本旨の存する所を訓令し更に其の依違すべき所を通牒せしめたり、爾來時勢の進展は益之が振興の機運を促進し經營並指

導亦漸く眞摯を加へたりと雖組織の井然たるものあるに比し内容往々にして之に伴はず其の多くは尙點睛を缺くの憾なしとせず。

今や世界戦亂の衝動は汎く精神上並經濟上の各方面を掀盪し、殊に國民思想上の刺戟に至りては一層深甚なるものあらんとす、顧ふに此の曠古の時勢に處して嚮ふ所を誤らず、更に戦後激甚ならんとする國際の競争に應じて帝國の基礎を堅實にし毅然として其の重きを中外に爲さしむるもの國家活力の源泉たる青年の努力に待つ所多し、之をして益國體の精華を尊重し心身を研磨して將來更に規模の大を加ふべき實務の負擔に堪ふるの力を涵養せしむるは刻下最要の先務たり、青年團體の指導を以て任と爲す者は宜しく立國の本義と世界の大勢とに徴して其の適順する所を闡明し、能く青年の心理を諒解して理之を誨へ情之を掖け身を以て範を示し、苟も其の歸趨を誤らしめざらむことを期すべし、若し夫れ經濟の變調に伴ひて華靡頹廢漸く其の風を成すが如きに至りては國家の健全なる進運を荼毒すること尠しとせず、青年の修養亦宜しく此に留意して其の操守を堅うせしめ、益質實剛健の氣風を興さ

しむるに務むべし。

今青年團體の現状に顧る之が健全なる發達に資すべき當今の要項を左に條舉し以て地方の實況に照し參酌其の宜しきを制せしめむことを期す。

一、青年をして實地活用の智徳を進めしむるは補習教育に待つもの多し、之が施設に勉め相率ゐて學に就かしめ以て其の普及と徹底とを圖らむことを期す。

一、公民の精神を養ひ、公民たるの性格を陶冶するは青年の教育に於て闕くべからざる要綱たり、補習教育の施設其の他適切なる方法を講じ以て其の目的を達成せむことを要す。

一、方今圖書の發行せらるゝもの多く之に伴ふて青年の讀書趣味を増進するもの尠しとせず、能く其の選擇を慎み青年をして健全なる識見を廣くせしめむことを要す。

一、青年の身體を鍛練して其の體力を増進するは國家の活力を養ふの要素たり、心身共に堅實なる素質を大成せしめ、平時並有事の秋に處し其の本分を盡すに於て

遺憾なくらしめんことを要す。

一、青年の修養は各自の自覺を以て本とす、而も之が指導の任に當る者並其の中心たる者の力に待つ所、殊に大なるものあるを以て適切なる方法に依り之が善導と養成とに勉めむことを要す。

一、青年團體の指導方法に關し先進者の所見、時に牴牾矛盾に涉り之が實行爲に阻碍を見ることなきにあらず。能く其の間の連絡を圖り其の果を成し實を收むるに於て遺憾なからむことを要す。

方今内外の情勢を稽ふるに根柢ある活力ある青年團體は帝國の殊に要求して已まざる所なり、地方當局者は深く此に顧み今後一段の精采を加へて之が啓發策進に努力して各團體をして其の目標を齊くし其歩調を一にし相互に督勵して能く其の形體實質共に一貫せる鍛成の美を濟さしむべし。

大正七年五月三日

内務大臣 水野鍊太郎

文部大臣 岡田 良平

前述せし如く大正四年の訓令と通牒は年齢の制限、設置區域、指導者援助者、經費に關し指示するもので、即ち形式陣容方面であつたが今回の訓令は其の内容とする處の修養方面にして、其の内容充實に對するものである。内容充實を計るは内外の情勢を能く洞察し大勢に適應する青年を作る事が肝要である。それには一層智識の收得即ち補習教育の普及徹底を期し、尙進んで圖書教育の必要を思ひ。世界競争場裡に立つて遅れをとらざる立派な體格の所持者たらしめ、以て根柢あり、活力あり、眞の價値ある團體を作る様にせねばならぬとの事である。約言すれば大正七年の訓令は實力の養成に對する警告である。而も世界の趨勢に鑑み、更に我國の將來を察し國家活力の第一源泉たる青年に對して鳴らされた金鼓の響であつたのである。斯くして青年團體には二回迄の訓令を發せられ、爾來専ら内容の充實を計り内容外形共に見るべきものがあつたのである。然し人間は常に社會組織に於て自他相關連し提携し自他共に進歩發達するは實に喜ばしき事なるも、いつ迄も人に頼つて事をなすは餘りに男けなし、自己は自己の力に依つて活動するとの觀念を持たねばならぬ、即ち獨立自存の精神は

即ち自ら行ふことを基調とせねばならぬ、然るに青年團體は餘りに他に頼り過ぎの觀があつた、茲に於て又大正九年一月十六日自主自立の訓令が發せられ之に關する運用上の注意の通牒をも發せられた。即ち、

内務省

訓令

文部省

北海道府縣。

青年團體の實績近來漸く見るべきものあるは、邦家の爲洵に喜ぶべき所なり。然れども益々其の内容を整理し、實質を改善して健全なる發達を遂げしむるには、今後尙施設すべき事項尠しとせず、特に自主自立以て大に其の力を展べしむるは團體の本旨に顧みて頗る緊要の事に屬す、隨て其の組織は之を自治的ならしむるに努め團體の事を統ぶる者は之を團體員の中より推舉せしむるを本則とすべく、其の官公署學校との關係に至りては互に氣脈を通じ連絡を圖り、相提携して之が發達を助成せしむることを要す。今や平和克復して大詔煥發せらる國家正に重要な時期なり此時に際して國民の奮勵努力を要する殊に切なるものあり、青年團體は思を茲に致

し益々堅實の俗を興し、剛健の風を養ひ其の使命の重きに副はむことを期すべし、各位能く此の趣旨を體し地方の實情に鑑みて策勵宜しきを制し以て其の貫徹を期せむことを望む。

大正九年一月十六日

内務大臣 床次竹二郎

文部大臣 中橋徳五郎

同内務文部兩次官からの通牒

青年團體の件に關し今回内務文部兩大臣訓令の次第も有之候處右は現時の情勢益々摯實剛健の風を作興するの要あるのみならず、此の際自主自奮の風を奨めて自治的經營の下に其の力を展べしむるは、特に最も緊切のこと、被認候に付團體の首腦として直接其の衝に當るものは成るべく適材を團體員の裡に求めしむることとし、小學校長市町村長其他官公の職司に在る者並地方郷黨の間に重望を有する篤志者有力家等は今後は顧問等の地位に在りて専ら之が指導に竭し、若は外に在りて之が

援助に勉むる等内外力を戮せて其健全なる發達を促進する様致度尤も地方の事情に依り急激なる變更の爲、却て團體に動搖を來すが如きことは勉めて之を避くるを要すべきに付其の邊に就ては團體の事情等に鑑み可然御措置相成度、尙團體員の最高年齢に付ては從來二十歳を以て常例とせるも之を二十五歳に進むるは別に妨無之候に付地方の實情に依り宜しきに從はしめ候様致度。

大正九年の一月に出された兩省の訓令並通牒は右の如きものであつた、曠古未曾有の戦亂が漸くやんで、平和克復の大詔煥發せられ、戦後國民の奮勵努力益切實なるを要し國家が青年に期待する處も亦重くなつて來たのである。而して青年團は次代の中樞となるべき修養をなす機關で青年自身の爲めである。即ち自分自身修養の機關である。修養の機關といふことは、青年の向上、發展、獨立擴張を意味することである。今日の自分より明日の自分といふものを高め廣め力あらしめることである。青年團に就て官製だの何だのと云へど其本旨は青年自身の爲めであるから、青年自身の自然的必然的要求によつて之を作り、それが爲め永い年月の間に色々の變遷を経て成長し發達

して來たので政府や府縣や役場や學校の當局は單に其の成長發達を援助をしたに過ぎないのである。

そして青年が自己を充實させ、鍛練することは人として立派な人格を爲すために爲さねばならないのみならず、それがやがて國家社會に奉ずることとなるのである。故に青年團の振興發展といふことは、他人に世話をかけるのではなく、自分等自身が衷心から心配せねばならぬことである、かるが故に青年團體は團體員によつて自立自營し以て計劃を立て施設に付き團體自らが考慮して發達せしむる必要がある。之れ自治的組織でなければならぬ所以である。

人間は結局自主自立で世の中に立たねばならぬ以上、二十歳前後になればもう獨立の行動を執らせて差支へがない、茲に於て今回は其れを充分にする爲め獨立的活動をなさしむるに適當な二十五歳迄引き上げられたものである。よろしく其の精神を掬み取つて眞の自治的團體として完全なる發達をとげしむる様團體員一同は努めねばならぬ。

五、青年團に對する地方廳の着目。

前後三回に亘る訓令により地方廳に於ても青年團に對する根底が出来たので、此訓令に基き各府縣では其地方に適切なる青年團體施設要項を定め、着々青年團體の指導に勉めたので今日何れの府縣に行くも訓令を出して、其の嚮ふ所を一層明にしたのである。今地方廳の方針の一例として岐阜縣に於ける施設要項と規約準則を參考の爲め記して見よう。

岐阜縣に於ける青年團施設要項と規約準則

岐阜縣に於ては第三回の内務文部兩省の訓令即ち大正九年一月に發布せられたものにより縣知事は縣訓令を公布して、青年團體の形式方面より内容方面の詳細に渡つて示されたのである。即ち、

岐阜縣訓令甲第四十六號

青年團體の設置は縣下に洽く今や其の數三百有餘に達し團體員四萬七千有餘を算するに至り實績見るべきもの尠からざるは喜ぶべき所なり然れども益其の内容を

整理し實質を改善して健全なる發達を遂げしめむには今後尙施設すべき事項尠しとせず。

今や古來未曾有の世界大戰亂の後を承け世界各國は其の改造に惟急なり我が邦亦此の間に處して一日の苟安を貪るを許さず國民上下一致奮勵努力以て國運の發展を致さざるべからず特に青年は將來我が國家を負擔するの重任を有するものなれば今に於て益々其の品性を向上し其の身體を鍛練し其の思想を堅實にし以て他日の用に期する所あらざるべからず乃ち茲に青年團體の本旨に照し特に留意すべき點竝に團體員の心得べき要項を示すが爲青年團體規約準則を制定せり當局者須く此の趣旨を體し地方の實況に應じ適當なる規約を定め官公署學校互に氣脈を通じ進絡を圖り相提携して青年團體の發達を助成することに努めらるべし。

大正九年九月十日

岐阜縣知事 鹿子木小五郎

青年團體施設要項

一、青年團體は青年修養の機關にして其の本旨とする所は青年をして健全なる國民善

良なる公民たるの素養を得しむるに在り、隨て團體員をして忠孝の本義を體し、立憲自治の思想を養ひ、品性の向上を圖り、體力を増進し、元氣を振作し、誠實勤勉、克く國家の進運を扶持し社會に貢獻するの精神と素質とを養成せしむるを要す。

二、青年團體は市町村を單位として組織するを本體とす是れ公民的順練を爲すに便なるを以てなり但し土地の情況に依り小學校通學區域又は部落を以て設置區域となすことを得。

同一市町村内に於ける青年團體は相互の連絡融和を圖り苟も部落的偏見に囚はるゝが如きことなきを要す。

郡は町村青年團體の聯合機關として郡青年團體を設置し時々大會を催し意見の交換實行事項の協議、名士の講演、運動、競技等を行ひ互に氣脈を通じ青年の元氣を鼓舞し又町村の中堅青年を養成する等適宜指導督勵に努むるを要す。

三、青年團體員の年齢は十二歳以上二十五歳までとす此の青年期に於ては心身の變化最も著しく之が指導を爲すに當りては甚大の注意を要す而して其の年少者と年長者

とは趣味思想境遇等に於て大に趣を異にするものあり依て團體員の年齢に由り便宜
二部三部等に分ち各部に適切なる修養の方法を講ずるは最も緊切の事たるべし。

四、青年團體長副團體長其の他の役員は團體員中より之を選出するを原則とす但し特
別の事情あるものは仍ほ従前の例に依ることを妨げず。

團體の顧問には市町村長小學校長教員等を加へ團體の經營上遺憾なきを期すべし。

五、中學校又は實業學校に入學せざる子弟の爲に實業補習教育の振興を圖るは我が帝
國の情勢に鑑み洵に急務とする所なり青年團體は須らく團體員をして自ら奮て實業
補習學校に入學し規定の課程を履修せしむべく又其の施設無き土地に在りては適宜
青年俱樂部等を利用して夜學會を開催し以て補習教育を爲すべし。

青年團體規約準則

第一章 目的及名稱

第一條 本團(會)は本市(町、村)青年一致團結して智徳を涵養し心身を鍛練し健全な
る國民善良なる公民となり以て克く國家の進運を扶持し社會に貢獻するの精神と素

質とを養成するを目的とす。

第二條 本團(會)は何市(町村)青年團(會)と稱し事務所を何々小學校(役場、青年俱樂
部等)内に置く。

第二章 修養綱領及其の實行要目

第三條 團(會)員の修養綱領及其の實行要目左の如し

第一、立國の大義を闡明し國體の精華を發揚して健全なる國家觀念を涵養すること
立國の大義を闡明し我が建國の歴史の他國と其の趣を異にし我が國體の世界に冠
絶する所以を明にし益々國家觀念を涵養し以て國體の精華を發揚することを努め
ざるべからず。

實行要目

一、教育に關する 勅語戊申詔書明治十五年軍人に下賜せられたる勅語を奉體
し有ゆる機會を利用して 奉讀會又は之に關する講話會を開き 聖旨の體得
履行に努むること。

二、神社を崇敬し祭日には、相撲擊劍等の會合を催し或は講演會、生産品々評會等を開き境内の清淨保持、參拜道路の修繕及境内樹木の保護等を助成すること。

三、其の他史蹟、名勝天然記念物及史料を調査し之が保存を助成すること。
第二、品性の向上を圖ること。

人は品性を重しとす如何に才智ありとも品性下劣なれば人たるの資格備はず故に青年は日夜淬礪品性の向上に努めざるべからず。

實行要目

一、萬事誠實を旨とし、正直を尙び、虚偽を斥け、正義を愛し、廉恥を重んじ、公明正大、俯仰天地に愧ぢざることを期すること。

二、仁愛慈悲の心深く、義侠同情の念厚くして、隣保相助の實を擧ぐることに。

三、禮儀作法を重んじ、互に放恣を戒め自律自制の美德を養ふことに。

第三、立憲自治の思想を涵養し公民たるの修養に努むること。

明治天皇萬世不磨の憲法を欽定し立憲政體を樹て給ひ又府縣制、郡制、市制、町村制を發布して地方自治の制度を施し給へりと雖國民尙未だ其の運用に慣れざるの憾あり故に團體員は立憲思想及自治觀念を涵養し以て憲政有終の美を濟すことを期せざるべからず而して公民たるの修養は常に公民たるの知識を得しむるのみならず最も緊切なる公民精神の陶冶に意を注がざるべからず。

實行要目

一、自主獨立の精神を涵養し、吾事は吾自ら之を處理し他人に依頼せざるの氣風を養成すると共に。

二、其の人に按するや自他の人格を尊重し、自己の權利及名譽を尊重するが如く亦他人の權利及名譽を尊重し、貧富貴賤を問はず互に敬愛の念を以て相接し。

三、而して其の事に處するや苟も感情に囚はれず、公平なる理性的判斷に由り道理惟れ從ふの習慣馴致し。

四、社會の一員としては和衷協同克く衆力、合せて公共の爲に貢獻するの精神（愛郷心、公同心、公德心）を養成すること。

第四、勤儉力行の美風を振作すること。

國民生活の充實と國富の増進とを圖り國民舉つて勤勉力行浪費を省き節約を重んずるの美風を養ふことは最も大切の事に屬す故に團體員は克く此の趣旨を體し一層職業に精勵し之を實行するの習慣を馴致せざるべからず。

實行要目

一、勤勞の趣味を助長すること。

(一) 自己の職業を重んじ練達堪能を期すること。

(二) 植林、開墾、養魚、稚蠶共同飼育、共同苗代、試作田、生産品々評會、産業組合等土地の情況に依り夫々適切なるものを選択し實業的智識の修練に努むること。

二、質素を旨とし衣食住の改善に努むべきこと。

(一) 身分相當の生活を爲すこと。

(二) 冠婚葬祭等につきては協同的申合に依り儀式禮節の本意を失はざる範圍に於て質素を旨とし冗費を節約すること。

(三) 廢物利用の方法を工夫し之を實行すること。

三、貯蓄心の涵養に努むること。

四、規律を重んずるの風習を助長し能率増進の方法を講ずること。

(一) 規律的生活の習慣を養成すること。

(二) 時間の節約を厲行すること。

五、娛樂改良の途を講ずること。

娛樂は人生缺くべからざるの慰安なれば音樂、劍舞、登山、舟遊、狩獵、遠足、相撲、野球、弓術等皆其の好に任せて可なり但し音樂は俗歌俗曲の卑猥なるものを斥け快活優雅なる歌曲を選択することを要す。

第五、心身を鍛練し體力を増進し質實剛健進取の氣象を振作すること。

國民の強健なる體力と進取の氣象とは國家富強の原動力たるべきことを俟たず青年の心身を鍛練して其の體力を増進し其の氣分を旺盛ならしむるは常に個人の幸福の基たるのみならず又國家の活力を養ふの要素たり。

實行要目

- 一、衛生に注意し之に關する智識の收得と其の實行とに努むること。
 - (一) 常に適當なる戶外運動を爲し新鮮なる空氣を呼吸し十分日光に浴すること。
 - (二) 衛生に關する圖書を購入し他の團體と聯合して傳染病及保健衛生に關する講習會を開くこと。
 - (三) 結核患者は速に治療を加へ病毒の散漫せざる様注意し速に適當の療養を爲し全治を期すること。
 - (四) トラホーム患者は治療を加へ他に傳染せしめざる様注意し各自使用の手拭を定め置き貸借すべからず洗面器使用の時も十分注意すること。
 - (五) 其の他凡て傳染病豫防に注意し隱蔽の弊風無きを期すること。
- 二、武術及體操を厲行し心身の鍛練に努むること。
- (一) 相撲、擊劍、銃劍術、遠足、登山等は體育に益あると共に又一種の娛樂たるを失はず。
 - (二) 體育機關を設置すること。
 - イ、社寺の境内公園等に運動設備を爲すこと。
 - ロ、相撲、擊劍、競技、運動會等を組織すること。

第三章 團(會)員及責務

第四條 本市(町、村)内に居住し小學教育を終了し又は學齡を超過したる者にして年齢二十五才以下の者は之を本團(會)々員とす但し他に學籍を有する者は此の限に在らず。

第五條 團(會)員にして年齢二十歳未満の者は實業補習學校又は夜學會等に通學すべきものとす但し特別の事情あるときは團(會)長の承認を受け通學せざることを得。

第六條 團(會)長前條の承認を與へたるときは左の事項を明記し當該市町村長に開申すべし。

一、住所 二、氏名 三、年齢 四、父兄若は本人職業 五、事由

第七條 團(會)員の入退團(會)は毎年春季に相當の儀式を以て之を行ふものとす。

第八條 團(會)員は便宜之を少年部、青年部、壯年部等に分ち各部相應の教育訓練を施すものとす。

第四章 役員

第九條 本團(會)には顧問及左の役員を置く。

一、團(會)長 一名 一、副團(會長) 一名

一、幹事 若干名 一、評議員 若干名

右の外必要なる役員を置くことを得。

第十條 團(會)長は團(會)務を指導統理し會議の議長となる。

副團(會)長は團(會)長を輔佐し團(會)長副員又 事故あるときは之を代理す。

幹事は團(會)長の指揮を承け團(會)務を分擔す。

評議員は重要な團(會)務を評定審議す。

顧問は團(會)長の相談に應じ意見を述べ團(會)員輔導の任に當る。

第十一條 團(會)長副團(會)長は團(會)員の互選とす但し當分の内市町村長小學校長若は當該市町村に於ける徳望ある者を推戴することを得。

幹事は團(會)長の囑託又は團(會)員の互選とし評議員は團(會)員の互選とす。

役員は總て名譽職とし其の任期は二箇年とし再選を妨げず。

役員は其の任期満了すると雖後任者の就任する迄其の職務を執るものとす。

補缺役員の任期は前任者の残任期間とし増員の場合に在りては他の役員と同時に任期を終る。

顧問は市町村長小學校長名望家等より評議員會の議決を経て團(會)長之を囑託す。

第五章 會議

第十二條 會議は評議員會及總會の二とす評議員會は必要に應じ團(會)長之を召集す

總會は毎年一回以上會長之を招集す。

會議は凡て普通議事方法に依る。

第十三條 評議員會に附議すべき事項左の如し

- 一、豫算の議決及決算の認定。
- 二、本則又は他の規定に於て特に本團(會)の議決を必要としたる事項。
- 三、其の他重要な事項。

第十四條 總會に於て舉行すべき事項左の如し

- 一、庶務會計及事業成績の報告。
- 二、團(會)長副團(會)長幹事及評議員の選舉。
- 三、演説、講演、運動會。
- 四、其の他必要と認めたる事項。

第六章 資産及會計

第十五條 本團(會)の經費は基本財産の收益團(會)員共同作業に依る收益若は各自の

勤勞に依る収入又は補助金を以て之に充つ但し已むを得ざる場合は團(會)員の離出
金品寄附金等を以て之に充つることを得。

第十六條 本團(會)の基礎を鞏固にし其の事業を遂行する爲左記収入の一部を以て基
本財産を蓄積す。

- 一、寄附金
- 二、歳計剩餘金
- 三、補助金
- 四、其他

基本財産は顧問の賛同を経、評議員三分の二以上の同意を経るにあらざれば之處
分することを得ず。

第十七條 本團(會)の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日に至る。

豫算は年度開始前に評議員會の議決を決算は年度終了後其の認定を経べきものとす

第七章 表彰及制裁

第十八條 團(會)員中品行方正志操堅實にして他の模範と爲すに足るものと認めたる
者は評議員會に諮問して之を表彰することあるべし。

第十九條 團(會)員にして不都合の行爲あり之に戒告を與ふるも尙改悛せざるときは

評議員會の議決に依り之を除名することあるべし但し改悛の狀顯著なる者は同會の議決に依り再び入團(會)せしむることあるべし。

第八章 附 則

第二十條 本團(會)の事務を執行する爲に必要な細則は評議員會の議決を経て團(會)長別に之を定む。

第二十一條 本團(會)は評議員會の議決を経て分團(會)を設けることを得

第二十二條 本規約は評議員三分の二以上の同意を得るにあらざれば之を變更することを得ず。

第二十三條 本團(會)に左の簿冊を備ふ。

- 一、團(會)員名簿 (別記様式) 二、役員名簿 (同上)
- 三、日 誌 (同上) 四、會計簿 (同上)
- 五、財産臺帳(財産の種類毎に口座を設け之を整理すること)
- 六、文書綴(例規雜款の二種とし例規は永久に雜款は五年及永久に分ち之を保存すること)。

七、收入支出證憑綴。

(收入支出證憑書類は十年保存とすること)

一、團(會)員名簿

住 所	氏 名	生年月日	職 業	戸主及其 続柄	入團(會) 年月日	退團(會) 年月日	備 考
-----	-----	------	-----	------------	--------------	--------------	-----

二、役員名簿(顧問を含む)

住 所	氏 名	生年月日	職 業	就職年月日	退職年月日	備 考
-----	-----	------	-----	-------	-------	-----

役員の種類毎に口座を設け記入すること。

三、日 誌

年 月 日	事 項	備 考
-------	-----	-----

代りに又危険も甚だ大なる時期である。従つて此青年時代の教養は六ヶ敷もあり又必要なものである。一個人の上から見ても、亦國家社會と云ふ見地からしても極めて肝要な事である。昔の諺に「一生の計は青年に有り」と云ふことは即ち青年時代の過し方即ち修養すると否とは其の人の一生の運命を決すべき時代を意味するものである。又國家と云ふ立場から考へても青年は第二の國家であると云ふ點からしても、如何にも青年は將來の國運を支持し國家の運命を荷ふ者であるばかりでなく現在に於ても其の國家團體の根元たるべきものである『其の國の青年を見れば其の國の將來と云ふものを判断することが出来る』と、古から認められて居るのである。又スバルタのリコルゴスの青年の教育法を見ても知ることが出来る。是等は古くから着眼されて居つた。又今歐米各國が青年教育に力を盡し相當の施設と經費を費して居ることにも、又我が國にても舊藩時代でも注意をして居つた様である。青年教育の普及徹底如何と云ふ事に依つて其の國の興廢盛衰の岐れて居ると云ふことも十分に立證する事が出来るのである。彼の一八七〇年の普佛戦争の後にモルトケ將軍が「此の普國の今日大なる勝

差を得たのは小學校教育の力である」と云つた。こは小學校教育が極めて重要であると云ふ事を意味すると同時に青年の教養が如何に國運の發展維持國力の上に於て重大なる基礎をなすかと云ふ事を意味して居るものと信ずるのである。斯の如く青年時代の教養は青年個人、家庭の爲のみならず又國家の上よりして極めて重要なものである。然して今日此の青年の教養が如何なる状態にあるかと考へて見るに、小學校卒業即ち義務教育を終了した多くの者の中、中等程度の學校へ這入つて居るものは大正八年度の調によると約四十四萬八千（實業補習學校生徒を除く）で男女青年團員は約五百萬であるから中等教育を受けて居るものは約一割で他は二年乃至五年位の夜間行はれて居る實業補習學校に這入つて居るものは良い方である。此の短期の不都合な教育を受けた者が社會に投出されて居る。して見ると青年教養と云ふ上から單り學校教育のみならず、其の以外に於て社會教育の方法として相當の手段を講ずる事は青年教養の目的を達する上に於て必要な事柄である。これ等青年に對し社會教育の方法として種々なる方案がある、講習會講演會又は讀書に依るとか其の他各種のものはあるが、團體を形

造つて之れを教養すると云ふことが最も便益である。其の目的を達する上に適當である。と云ふのは其の社會に居つて社會の弊風に陥らず其の弊風に打勝ち逆行して善と認めたる事を行つて行くと云ふことは是れ中々困難である。謂はゆる四圍に充たされて居る弊風と云ふものも之れは弊風であると氣づかぬ場合もあるし、又氣付いたとしても、之れに打勝つて實行すると云ふことが困難である、やはり思想なり境遇の似寄つた者が、相集り相互に勵まし、相助けて惡を去り善に就くと云ふことが行はれ易い方法である即ち團體の力の大きなる所以である、之の見地からして此の青年團體と云ふもの、必要が各國に認識されて居る。兩大臣の訓令も青年團體は國家の上に極めて必要なりとして認められたのである。この團體の力によつて内團員相互に研磨し、惡を捨て善に向ひ而して外社會に對し陋習を打破し健全なる社會組織に貢献せねばならぬものである。

二、青年團の着眼點

明治維新前後は勿論明治四十年頃迄の青年團は實に徒黨を組んで其部落に勝手氣儘

に自分等の思ふ存分になし居つた。日清日露の役から此れ等團體は漸く自覺をなし、社會方面の事業をなすに至り明治三十九年の文部省の通牒に依り公益事業を行ふ善き團體の存在するあれば漸時之れが指導に努むべきを指示し、以來不腐せる青年團體が社會公益の爲に盡力する事になつた。大正四年に至り漸次形式内容の不十分なる青年團體を改善し之れを整へ完全なる發達を遂げしむるは内外の情勢に照らし緊急であるから遂に訓令を發せられた所以である。訓令に「内外現時の情勢に照らして最も緊急の要務たり」と云ふのは上述した通りである、而して其の訓令の眼目、精神と爲す所は何れにあるか即ち青年團體は健全なる國民善良なる公民としての素質を作る所のものである。修養機關であると云ふ事である。青年團に於ける今日迄の實況は餘りに事業に重きを置き過ぎであつた、勿論事業をなし實務を爲すと云ふ事は總て悪いと云ふ意味ではない、目的と手段とを混同してはならぬ事である、即ち青年團體の目的は青年の修養にあるので、修養の方法として事業を行ふは防げない、寧ろ必要とする場合が多いと思はれる。故に事業が團體の目的なりと考ふる事は非常な間違である。青年

團體は修養が必要であるからして年齢の標準も義務教育を終つてから二十五歳とし最も大切な修養期間として定められて居る。生理的狀態なり、心理的狀態なり、相類似したる者を以て一團となすも適當である。又設置區域も市町村區域を本體となせるは、やはり修養を根底とし將來自治の民となる際、所謂自治的訓練として從來の部落的觀念を廢し自治團體の觀念を養成する上から、又町村自治團體と一致する上からしてである。指導者の如きも何等青年を道具に否自己の便利にせざる眞に青年の爲めとなり青年を愛する人を適當とされて居る維持に關しては自治心自營心涵養の爲め成る可く團員の勤勞に依る収入でなさんとする意味を有することが最も大切である。

尙ほ訓令の要旨、即ち青年團體の着眼點を摘出するならば、青年團とは義務教育を修了し、それより滿二十五歳に至る青年の自治團體であつて、この團體に於て團員互に相交り相樂しみ、更に各種の施設計營をなして智徳の涵養につとめ、身體を鍛練し即ち智徳體の三育を充分に修養し、且つそれが實際生活に適切なるものであつて國家社會の一員として恥ぢない人格の所有者であり、進んで社會國家の爲めに貢献し、自

治的團體的訓練を行ひ次代の健全なる國民としての素質を養ひ延いては世界の平和に貢献せんことを期する修養機關でなければならぬ。要するに團體を自治組織とし智徳體の修養、國家社會に盡す要素を養ふ機關として完全なる發達をなす様にせねばならぬ。故に施設事項としては智的方面の施設、徳育方面の施設、體育方面の施設、娛樂方面の施設、國家社會方面に對する施設と五項目によつて修養團體と云ふ觀念を根本に持つて施設經營をなさねばならぬものと思ふ。

三、青年指導の本義

青年團體が事業團體でなくして修養團體でなければならぬ事は前節に於て述べた處である。青年團體が修養の團體である以上は其の修養施設計劃につきては指導は最も注意を要するものである。

抑も青年團體の指導上最も直接であつて積極的の施設事項、經營方法が明かになり、そして施設經營の生命となり、眼目となり、之をして意義あらしむるのは實に指導の公正にして豊富なる識見と眞摯熱烈なる至誠とに依る所なくては、到底事業の完成を

期することは出来ないのである。青年團體の指導は誠に至難中の至難の事業である。何となれば第一には他人を指導すると云ふ事である、第二には多數の人を指導すると云ふ事である。第三には多數の他人の修養を指導すると云ふ事である。即ち他人を指導すると云ふ爲めには指導するに足るべき識見と人格性行に十分であり、内に省みて疚しき所があつてはならぬ、そこで第一に他人を指導するにも自分自らを指導し啓發し自覺體驗して謂はゆる生きた模範たるの實を備へると云ふことが肝要である。この點から考へると實に至難な事業である。加ふるに此青年指導の事たるやの分科他の智識であるとか、又特殊の事務の指導者とは速つて多數の他人の修養と云ふことを指導するのであるからして一層困難である。即ち修養の指導は唯口先きばかりで、斯くせよ之れは止めよと一片の理窟だけでは届かない、眞に青年子弟の深き内心の反省を促し、又は青年の自覺體驗と云ふものを惹起し、青年自ら人格性行を確乎不拔の信條の下に歸一せしめ、青年の思想精神と共に又青年の肉體をも、謂ゆる國家民族の本來の要求に歸趣せしめて、日常の生活日常の動作をなさしめねばならぬからして、其の

實効を擧ぐる上に於ては愈々益困難を感じるのである。近來歐米などに於ては宗教の勢力、社會の思潮が段々と移り變り來るにつれ、謂ゆる民風改善であるとか、社會風教の改善と云ふ事につきて或は宗教的倫理的の運動が起つて來たのである。又我國に於ても地方民風の改善と或は青年子弟の教養と云ふことに付ての聲が段々高くなつて來たが未だ社會の大勢に反抗して、民心の歸趣を總覽し、或は擾々たる社會の弊風を打破つて、十分に救世濟民の旗幟を鮮明ならしむる事に於て未だ一遺憾な點がある。之は未だ此の運動に任ずる所の人達の力が社會の大勢に及ばないのである。今日の我國の現状は平々凡々たる常識の世の中で、眞の常識と云ふものは存在して居ない、又熱烈燃ゆる如き至誠が存在して居らぬ、言はゞ一種の懷疑時代に陥つて居りはしないかと思はれる。即ち滿天下に獅々吼して之れを指導する所の眞の智識がない、又之を征服するだけの眞の熱烈なる至誠と云ふものが存在して居らぬ、彼の英國老將軍サー・ロバート・バーデン・パウエル氏は、常に彼國少年團の先頭に立ちて熱心に彼等の世話をなしたつゝある所以のものは、もとより祖國を思ふ愛國心の發露ではあるが、一には

青少年に對する熱烈なる愛情至誠の發露である。將軍は教育者ではない、されどその崇高なる人格は、英國青少年の尊敬措かざる所であつた、只青年指導上望む所は眞の智識、眞の至誠である。故に指導者は眞正なる智識、熾烈なる愛情を以て此事に臨むと云ふことが實に緊要であると信ずるのである。

四、青年團と他團體との關係

〔1〕、青年團と軍人會との關係。

青年團と在郷軍人との關係に就いては、世間では色々云ふものがある。或者は兩者の年齢が重複して居るから二十歳未満に改めればよい、或者は在郷軍人でありながら青年團のことを一生懸命にやるのは間違つて居る。又は青年團と在郷軍人とは常に對抗的態度であるのは面白くない、兩者が評議員や名譽會員を募るに奪ひ合ひをする又自治體から補助を仰ぐに際し防害をし合ふと云ふ様なことを云ふ者がある。之は大なる誤りで若し斯の如きことがあるとの事なれば國家として實に憂ふべき事である。兩者各目的は異にすれど終極の目的に於ては歸一せねばならん、殊に我國の如き皆兵主義

義を稱ふ點に於て又國家の中堅として國力の發展國威の發揚には我國民として團體は異にしても共に手を携へて進まねばならぬ。本來の目的から云へば青年團は修養の機關で健全なる國民善良なる公民としての素質を作るにあり、之れには皇太子殿下から賜はつた令旨に遵ひ、教育勅語及び戊申詔書並國民精神作興に關する詔書の御趣旨を奉體し以て自治的に修養をなすのである。軍人會に於ても如上の御趣旨を奉體するは勿論殊に軍人に賜はつた勅諭の御精神を奉體し、又在郷軍人に賜はつた勅語の御趣旨に奉答すべく力むる機關であつて、兩者其の嚮ふ處は等しいのである。其の經道に於て前は主として國民として公民としての修養をなすに在り、後者は帝國の國民としていつ迄も軍人精神の收得を怠らない事に過ぎないので其の事業等に於ても大同小異で相提携して行ふ部面甚だ多く、相助け相合し以て市町村の發達に貢獻せねばならぬ、和衷協同以て各々其の目的を達成するに努めねばならぬ今日一般に共同して行はれ居る事柄は、總會を共にする。講演會講習會を共同で開催する。社會奉仕作業を協力して實行する見學旅行を共にする等色々行はれて居る。斯くあつてこそ眞の團體として

の目的も達せられる。兩者は兄弟關係のものと思つて行けば間違ひは起らないのである。

〔2〕、青年團と處女會との關係。

青年團と處女會とは只會員が男なるか、女なるかの違ひにて其の他凡て差別する性質のものでない、青年團が順調によく發達せなければ處女會も發達せない反對に處女會も都合能く發達して居らねば青年團も發達せない、兩者鳥の羽翼の如く、車の兩輪の如き性質のものである。今日では互に了解し合つて相提携し相談もなし色々な施設を凝して居る事は實に喜ばしい事である今提携せる部面を記せば、

〔1〕、青年會の會合のある時は處女會に於て辨當を調理するとか、招待係とか、看護係になつて助勢する、處女會の會合には男子の手でなければ出来ない時には青年會員が手助をする、即ち會場の設備、物品の運搬等である。

〔2〕、品評會、展覽會、運動會、奉仕事業を共同して行ふ。

〔3〕、見學旅行、遠足旅行を共になし宿泊旅行さへ行ふのがある。古い思想から見れ

ば間違の起る様に思はれるが、而し相當に形容を整へた團會であり自覺する男女青年の間にては其の心配は無用である。

〔4〕、總會、講演會、講習會を共同で開催する經費の都合講師の都合に依つてよく行はれるが之れも心配する程の事でない。

其の他随分多くの事柄が共同で行はれて居る。要するに兩者共同してやる事は決して悪い事でもなく連絡をとらしむる様にする事が必要である。然して青年會と處女會の眞の連絡は其の方法でなく又形式でもなく、寧ろ兩者青年期生活に於ける淳化でなくてはならぬ、個性に目醒めた青春の男女が心から其場を理解して其の生活を清くしようとする神々しい努力でなくてはならぬのである。

第三節 青年教育に關する私設團體

國家が青年教育に對し訓令を發布し之が徹底を圖り、團體相互の連携を計り其の進歩發展を期する爲めには、全國青年團體の中心機關の必要なることは論を俟たない。内務省、文部省、農商務省等直接青年教育に關係あるものは勿論、朝野に於ても其の

必要を叫び遂に大正五年一月東京に青年團中央部を設立せられ爾來大正十年春迄全國青年團の中央機關として其の指導改善に盡したのであるが、大正十年以來各地青年の汗と油で醸金した、明治神宮外苑内に出來た財團法人日本青年館の設立を見るや其機關を之れに移し相共同し、以來地方青年團の中心機關は日本青年館に於て意をこらすことになつた。しかし今日の青年團の發達を見る迄には青年團中央部は中々の力を以て青年教育に盡したのである。其の主なる方法としては、青年指導者講習會なるものを毎年開催し、全國青年團指導者の爲に青年團指導上の基本智識並に實驗的智識、中外情勢の應變的智識、及び有効なる見學を併せたる短期講習會を開催し、之を系統的に講習し、修了者の數を出すことに實に澤山である。之等修了者は歸任地に於て各青年團員に徹底を計つたのである。次に府縣青年團代表者協議會を毎年一回以上之を行ひ各府縣青年代表者を集め、青年團の指導要項、聯絡要項、其の他必要なる事項に就き協議研究懇談を遂げ互に意志を通じ懇親を結び聯絡統合の實を擧げ以て青年團體の進歩發達の氣運を促すの策を講じたのである。又全國青年大會を各省の翼賛の下に開催

し緊要なる協議題を提げて互に審議を遂げ最も有益なる講話、重要箇所の見學、實驗談の交換をなし全國一齊に青年の元氣を鼓舞し志氣を旺盛にし自覺を喚起するに努むる等の施設があつた。或は中央部の賛助員、理事、幹事、顧問等、二三名宛一班を組み數班をして全国各地に出張し講演會又は講話會を開き直接青年團員に接し智識の普及を圖り、青年團員の進歩發展に貢献すると共に要求に應じ中央より有名なる講師の派遣をなすは勿論又講師幹旋の勞を執つたのである。其の他青年の讀物の紹介と共に雜誌帝國青年の發行又は圖書の出版等をなし過去に於て相當青年團の爲めに貢献したのである。

大正十一年よりは日本青年館に於て青年團中央部同様の事業を行ひ青年指導者打合せ會、地方青年幹部講習會、講師派遣、講演會活動寫眞會開催青年上京者の宿舍幹旋、雜誌「青年」の發行又は青年パンフレット二十餘種類の發行、青年團員用品運動用具等の販賣、代表者會等各種青年團に必要な施設經營を行ひ、十一月一日には全國より百餘名の青年選手を集め、明治神宮外苑に於て全國的青年運動競技大會を開催し近く

名古屋市に於ては青年館が主となり、全國的の聯合青年團を組織する運びに有る等各方面の活動をなし益々青年教育の統一ある中心となり以て其の進歩發展に努力されて居る。

第四節 歐米各國の青年教育

歐米各國に於ては日本の青年團の如く組織立ち系統的のものはないが、青年の組織せる特殊團體即ち體育會とか尙武會とか云ふもので全般的ではないが、局部的のものではあるけども其れ等の團體に向つては充分なる力を國家其のものが入れて居る一番纏まつたものとしては英國の少年斥候それである日本では少年團と云つて居るが其の年齢を異にして日本の青年團その者と同じ様なのである。(少年團参照)今各國が青年教育方面に如何に力を入れて居るかを記して見よう。

一、佛蘭西の青年教育

佛蘭西は一八七〇年の戦役に獨軍りよ慘々撃破され、之れが非常なる怨恨となつて何時かは復讐せんとの念を持つて居つた、それには彼れを凌駕するやうに軍備を擴張

し兵員を増加せねばならぬ、然るに其の人口に於て非常に遜色があるから却つて常に壓迫されんとして居つた、乃ち佛蘭西では其の一人を以て獨逸人二人にも當らねばならぬ必要に迫られ、それが爲めには精神も身體も剛健なる精兵を養成せねばならぬと、一八八一年から當時の陸軍大臣ピウローは盛んに青年教育を唱導して青年團を興した。即ち青年團は精兵を得る爲めであるから従つて其の教育も軍事的準備教育を施したのであつた、故に軍隊と同様なる編制をなし、軍隊見學又は軍隊教育に参加した、政府も青年團に軍事的準備教育を授けしむる爲め獎勵法として軍事適任證書授與の規則を發布したのである。即ち軍事的智識と體格の試験を行ひ其れに相當の證書を授與した、此の合格者には特典として(一)自己の好む軍隊に入營し得ること(二)徴兵適齡以前に入營志願し得ること(三)早く上等兵に昇進し得ると云ふ三特典に依り青年團は射撃會、軍事豫習會等の名を以て全國に普及し政府は之を監督して居つたのである。殊に佛國は常に國民の體育には以前から非常なる注意を拂つて居つたのである。軍事豫習會は小學校を卒業し中等高等教育を受けない青年に對して設置された様の者であ

つて入營前二ヶ年は茲にて體操、教練射撃の大體を教へた、毎日ではなくて日曜日曜に教授したものである。

又英吉利の少年斥候に倣つて少年義勇團も今日は盛になつて來て居る。指導者は陸軍現役の將校下士之に當り兵器も貸與し軍事教育を主とし他の教科を從として彼れ等青年に向ひ青年義務教育として施したのである。

二、英吉利の青年教育

英吉利は夙に世界的大國を以て誇號したが、人心兎角に物質主義に傾きて昔の英吉利魂即ち英吉利紳士としての氣風は漸次消磨しつゝあつた、上流社會の青年は將來多額の收入を得んことをのみ慾望し、若くは各種の遊戯に上達せんが爲めにのみ學校に入るものが多かつた、最大多數を占むる下流社會の青年に至りては職工ともなり得れば先づ以て足れりとなし、勞働乃至は日傭人たるに甘んじて居る情勢であるからして、一般道德の觀念は下落し其の體力も自然と衰頹して來た、一八九九年南阿戰爭があつた、其の時多くの青年は義勇兵として遙々出征したが元來犠牲的觀念が乏しく且つ身

體が強健でなく且つ軍事能力に缺くる處ありし爲め、遂にデア兵を討滅することが容易でなかつた、茲に於て英吉利の前途を憂ふる識者は、青年の身心を鍛練し軍事的教練を與ふるの必要を痛感するものが多かつた、其れよりして英吉利の將來に備へんが爲めに地方軍、少年斥候、防備隊、チャータラット旅團、少年旅團等の各種青年團が起るに至つた、最も早く起つたのは教會少年旅團、少年旅團等で一八八〇年代に起つて居る。皆宗教家に依つて組織せられたものであるが何れも軍隊的組織となし、而して此等團體の教育は多少軍隊に於て行ふものに類似する體育の一部をを行つたものの其の教育の主なるものは宗教を基礎とする精神の陶冶であつて活氣ある有爲の青年を養成するには多少不十分な點は免れなかつた。少年斥候は(少年教育参照)其後一八九九年に至り南阿戰爭が起り其の戦況は英國の上下に向ひ一大覺醒を興へ、國家の各方面に改革の聲が頻りに起り教育事業も又非常な改革を見るに至つたのである。此の時に際しバーデン、ハウエル中將は切に英國青年の教育の一日も忽にすべからざるを絶叫し自ら進んで少年斥候を組織したのであつた、各方面の熱誠なる賛同を得て今日

では幼少青年の教育の型と見做され各國に之れを作らるゝに至つたのである。地方軍は陸軍大臣ハルデンが創始したものであるが、その設備は甚だ不完全であつた、さりながら同氏の熱心は能く上流社會を動かし其の子弟の學ぶ大學中學からは多數の志望者が出來て候補生團を組織するに至つた、此の團體は參謀總長之れを管轄して特に將校をして指導せしめ、其の卒業者は地方軍の將校となることが出来る様軍事上の教育を施して居る。學生の候補生團は各地にあるのである。又其の他の地方軍防備隊等には教育委員の主宰にて新設學校生徒及地方青年を混じて團體を編成し青年に軍事教育を實施せるものが多い、要するに英吉利は學生と云はず地方青年と云はず軍事教育を主眼として心身の鍛練をなして居る、勿論英國は徵兵制度を布いて居るのでなく事ある毎に志願兵を募集するからでもあるから青年には軍事に對する相當智識を與へんとして居る。

三、伊太利の青年教育

伊太利の青年教育は佛蘭西に於けるものと、同一の趣旨に基いて國防力増進の目的

を以て起つたもので此れに屬する教育團體は三つある。即ち國民射撃及體操協會、義勇自轉車隊及自動車隊、學生大隊である。そして其創立形式の如何に係らず、何れも皆強制的に行ふものでなく、各自の自由意志に依つて加入することは前記列國と同じである。

〔1〕、國民射撃及體操協會。千九百八年勅令を以て創設されたものであつて、其の目的は在郷軍人の軍事復習と十六歳以上の青年の軍事豫習とにある。陸軍大臣を監督者とし、陸軍、内務、文部等各關係當局者及體育專家並に國會議員を以て中央部委員會を作り、各州には支部を郡には分會を置き知事を支部長に分會長に郡長を置き、實務は聯隊區指令官之れに當り、各支部には現役佐官を分會には在郷の大尉を附屬して教育の直接監督者として居る丁度日本の在郷軍人會の如く只青年が之れに加はると監督に地方官吏の加はる點が異なるので相當統一を保つて居る。

〔2〕、義勇自轉車隊及自動車隊。前同様の形式を以て創設され十六歳以上の青年ばかりが隊員である。參謀總長の監督を受けて軍人の演習には參加する。